

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第2次訪米関係一件 第1巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44206

(2)

會談資料

山岸總理訪米會談要領(案)





岸総理訪米会談要領（案）目次

昭35. 1/2
（アメリカ局）

岸総理、アイゼンハワー大統領会談要領（案）

岸総理、ハーター国務長官会談要領（案）

岸総理アイゼンハウアー大統領
会談要領（案）

昭34/2.3 / 島 大使

説 明

本件会談は昭和35年1月19日ワシントンのホワイト・ハウスにおいて新安保条約が署名調印された直後、約1時間にわたつて行われるものと予想される。通訳に要する時間を考慮すれば双方の発言時間は合計正味約30分、フルシチョフの訪米以来の東西関係、パリにおける西方首脳会談、今後の見通し等に関する大統領の説明を聴くことが会談の主要眼目とせば、わが方正味発言時間は場合によつては10分程度に締められることも考えておく必要あり、項目をできるだけしぼつた上よほど要領よく取り違ふことが肝要である。

1. 東西関係の現状と今後の見通し

わが方見解別紙1の通り。先方説明中右と異つたものがあつた場合には、双方の見解を

述べ合つて相違の原因を検討することが望ましい。

2. 中共問題

(1) この問題に関しては、中共の現状及び中ソ関係をどう見るかという点を中心として先方からわが方の見解を求めてくる可能性が多い。わが方見解の要旨次の通り。(詳細別紙2のとおり)

a 中共政権の中国民衆に対する統治の基盤は一応確立しており、内部崩壊ないし変質を期待することはできない。

b 経済的に種々の困難及び矛盾を包蔵しているが、それにもかかわらず中共の経済建設、工業化は進んで行くものと見るべきである。

c 対外政策は、これを緩和することが自己の利益になるのでない限り、現在の強硬態度を持続するものと思われる。この点において外面的にはソ連との不一致を

露呈することがあろう。しかし、そのために中共が国際共産主義の陣営から離れる等のことは考えられない。

d 中ソ関係は細部において必ずしもしつくりしない点はあるが、近い将来に根本的な確執の生ずることを期待すべきではない（何といても中共はソ連との経済提携を必要とする）。ただし、中共は理論においても実践においても強い自信を有しており、何から何までソ連の指図を受ける必要はないと考えているものと思われる。

(四) 日中関係については、わが方はさしあたり対中共基本的態度を変更するつもりはないが、元来わが方はことさらに中共を敵視するものではないから（このことは日本政府の公式態度として公言することもありうる）、右基本的態度の不変更は、中共の国際的威信を高めるような措置を除き、通商

文化・人物交流等の面で、北京政權の対日態度の変転に応じ、わが方が中共側と接触することを妨げるものではない。（詳細は國務長官との会談に譲る。）

(イ) 中共の国際的地位は好むと好まないにかかわらず、現状のまま放置できないものとする。軍縮問題はもちろんであるが、東西会談が数次にわたって行われ、アジアの問題が討議される気運となつた暁には、中共を除外できないことはもちろんであらう。わが方は、中共を国際社会に受け入れることがその無軌道振りを抑制する途であるとの考え方に必ずしも同調するものでないが、早晚この問題に正面から取り組まなければならない時期がくるものとする。

3. 極東問題に関する日本の発言権増加

東西会談の進展いかんによつては、将来極東における平和維持の問題が議題となる可能性があると思われるところ、かかる場合には

できうれば日本の参加を考慮されたく（ソ連は必ず中共の参加を要求するものと予想される）、少くとも米国は極東問題の国際的処理についてはわが方と最も密接な協議を遂げ、かつ、その態度決定に当つては、わが方の意見を求めることとされたい。

4. アイゼンハワー大統領訪日招待

日本政府の名において、大統領がその任期中に日本を訪問するよう正式に招待する。右が実現すれば天皇陛下も大いに喜びとされるところであろう。（相手が元首であるから、訪日が陛下の歓迎されることであることを付言することが望ましい。）

共同声明に関する注意

1. 国際情勢について、緊張緩和のための努力をたたえ、東西会談が実のある結果をもたらすことを希望するが、自由諸国間の結束を強める必要があり、安全保障をゆるめる時期で

はないとの趣旨で差しつかえない。

2. 中共問題について、中共の内情、対外関係及び国際的地位について意見を交換し相互に検討を加えたという程度にとどめるべきで、「中共の態度は依然として極東の平和に危険をもたらすものであるとの見解において意見の一致を見た」等の表現は避けた方がよい。
3. 日本の発言権増加について、「極東問題の国際的討議において、日本が従来以上の寄与をなすことが、同地域の平和維持のため有益であり、かつ望ましいことに両者の意見は一致した」等の表現が考えられる。
4. ア大統領の訪日招待について、「岸総理は、日本政府の名においてアイゼンハウアー大統領がその任期中に日本を訪問するよう招待した。大統領は右招待に感謝するとともに、事情の許す限り訪日の実現することを強く希望する旨答えた」という程度が適当であろう。

岸総理ハーター國務長官会談要領（案）

昭 3 5. 1. 2

島 大 使

説明

本件会談は昭和35年1月19日午後國務省において行われることが予定されている。所要時間は確定されていないが、大体2時間前後と見るのが適當と思われ、通訳に要する時間を考慮すれば双方の発言時間は合計正味約1時間となる。國際情勢の検討は本会談に先立つアイゼンハウアー大統領との会談において行われるとの予想の下に、ここでは日本を中心とする問題に討議の中心がおかれるものとして、わが方から取上げる問題として(1)日中關係(2)日ソ關係(3)日韓關係、及び先方から持出すことが予想される問題として(4)貿易自由化(5)後進国開發援助に対する寄与増大(6)防衛費負担増加(7)戦後対日援助処理の7項目を取上げることとした。

1. 日中關係

基本的態度については、ア大統領との会談
において陳述したとおり。

(1) 人物交流

昨年中において、従来の進歩系分子のみならず、自民党からも石橋、松村両氏が中共を訪問し、今年春更に高碕達之助氏の訪中が予想されていることは御承知のとおりである。これ等保守系分子の中共訪問に対する政府の考え方は、公的關係がないため中共の内情についてはすべて間接的情報に頼らざるを得ない現状において、これらの訪問者に対する中共指導者の言動は中共の動向を知る上において唯一の信頼し得る直接情報の源として利用価値が多いといっている。これ等訪問者が何等日本政府の立場をコミットする地位にないことは勿論であり、また中共側がこれ等訪問を日本に対する宣伝攻勢に利用しようとする企圖を有することも充分承知している。従つて今後と

もこの種中共訪問の実施される事例が出て来るであろうが、米国政府としてこの傾向をなんら危ぐされる必要はない。

(四) 通商関係

中共貿易の経済的重要性については、数年前のごときこれを過大視する説は姿を消し、大体において妥当な評価が行われていると考える。しかし日中関係打開を要望する国内世論の手前もあり、政府としても現状のままでよいとして放置しておくわけにも行かず、自由世界の一員としての立場に立ちつつ、その枠内でできる限り現状の打開をして行きたい考えである。

(五) 技術的事項に関する業務協定

さらに日本と中共との地理的近接関係に基き、郵便、電信、電波規制、海難救助、気象通信などの技術的事項について、所管官庁間の業務協定のようなものを締結することもありうると考えている(ただし、現在これらの

問題についてなんら具体的な話合いの気運が
存するわけではない。)

2. 日韓関係

詳細別紙4のとおり。北鮮送還に対する米国
政府の理解ある態度を謝し、今後の日韓会談に
対する一般的支援を希望する程度でよかろうと
思われる。

3. 貿易自由化と後進国開発援助

(1) この問題に関する米国の動きと西欧諸国
の反応概要別紙5のとおり。昨年12月の
ディロン国務次官欧州各国訪問の際の各国

当局者との話合の概要、1月13日以来バ
リに開催されている関係13国会議に対す
る米国の考え方をわが方から質問すること
としたい。特に欧州の二経済協力機構がガ
ットに基いてその対外貿易自由化を進める
際、わが国のみが取残される結果とならな
いよう米国の支援を要請する。

- (四) わが国自身の貿易自由化については、わ
れわれは貿易の伸張なくしては日本経済の
発展はあり得ないことを十分承知しており
従つて輸出の増大即ち世界各国への日本製
品の自由な進出を求める以上、これら各国
からの商品の輸入についてもできるだけ自
由にすべきであることも十分認識している。
従来までは国際収支上の不安がつきまとい
ていたため、輸入の自由化は思うように進
まなかつたが、最近は国際収支も堅調であ
り、外貨準備高も13億ドル台に達したの
で、1960年には輸入の自由化を急速に

進めたい決意である。まず、対ドル差別待遇の撤廃については問題の自動承認制10品目のうちラワン材、銅合金くず、アバカ繊維及び石膏の4品目はすでに1960年1月から差別待遇を撤廃したし、残る6品目についても1960年中になるべく早く差別待遇を撤廃したいと思つている。次に一般的輸入の自由化についても、AA制の拡大（原綿原毛等のAA制への移行）自動割当制の新設、消費財等の新規輸入許可等の方法で大幅な自由化を進め、1961年4月までには自由化率を少なくとも70パーセントに引上げたいと思つている。

（注） 本件は、年末年始にかけ、急速な展開をみせているのでこれに関する総理の発言振りは、総理渡米間近にならなければ確定し得ない事情にあるのでその際書き直すことといたしたい。なお、12月28日現在の輸入自由化の

現状と今後の方向に関する資料別紙 6
のとおり。

- (イ) 後進国開発援助に対するわが国の寄与贈
大要請に対しては、わが方には最近におけ
る米国及び西欧諸国の考え方に対応する体
制ができていないから、各国の考え方を聴
くに止める外ないと思われる。

財政負担増加の要請に対して、ガリオア、
イロアの返済金を充当したいとの構想は持
出すべきではなからう。これ等返済金は米
国の拠出金にはなり得ても、わが方の拠出
増加にはなり得ないからである。

3. 防衛費負担増加

先方から、わが方の経済力向上に伴い従来
米国の援助によつて賄つていたものの相当部
分をわが方自身の財政負担によつて実施され
たい旨要望があつた場合には、わが方として
もできるだけの財政負担を行う決心であるが、
米国の対日防衛援助は減らさないでほしいと
の従来の線を繰返す外ないものと思われる。

6. 戦後対日援助処理

従来からしばしば申し上げているとおり、本件のすみやかな解決を図ることが政府の方針である。米側は本件の解決方式が援助総額の3分の2を切捨てるものであるから、総額案に関する詳細な資料は必ずしも必要でなく、かつ、現に西独に提供したと同程度の資料は提供してあるのであるから、日本側もこれで満足すべきであるとの見解に終始立脚されている。

しかしながらヴェトナム賠償協定の国会批准の経験からも、政府としては本件処理に当たってはたとえそれが相当額棒引されるものであっても、その算定の根拠となる総額、あるいは日本側の反対クレームなどについてできるかぎり資料を整備しなければならないと考えている。

勿論日本側としてもこれらの資料の不備を理由に本件解決を遷延しようという考えは毛頭なく、近く行われるものと承知する双方事務当局間の折衝の推移をまつて、事後の進め方を決め

たいと考える。

ただ両国政府間の本格的交渉は、本年春は、本日署名された新条約の国会批准に政府が忙殺される関係もあり、その批准後にしたい考えである。

(総額などに対するわが方反対提案につき米側から督促があつた場合、次のとおり応答する。

総額については、米側は1955年5月6日のアリソン提案の6億4千万ドルといゆる岡崎提案(1954年8月24日の岡崎、アリソン会談において、岡崎大臣より非公式に5億5千万ドルの線を仄めかしたもの、これに対して米側は拒否しているが、いずれにしても公式のものではない。)の間で額を決めたい意向のように承知しているが、日本側としては岡崎提案は非公式のものであり、当時とは事情が違つていたので、これにこだわることなく検討して、新らしい観点から反対提案を行いたいと考える。

また日本側としては、返済金の少くも一部を

東南アジアなど後進国の開発援助に使用して欲しいとの考え方があるので、この点については米側の好意的考慮を要請したいと考えている。）

岸総理訪米会談項目（案）

昭35. 1. 9
アメリカ局

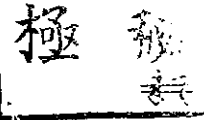
1. アイゼンハワー大統領との会談（1月19日午前）

- a、東西関係の現状と今後の見通し
- b、中共問題
- c、極東問題に関する日本の立場尊重
- d、日米間の重要問題（沖縄の共同開発）
- e、大統領の訪日招待
- f、日本における国内動向（米側が希望）

2. ハーター国務長官との会談（1月19日午後）

- a、中共問題
- b、日韓関係
- c、日米間の重要問題（中曾根長官の宇宙科学技術に関する日米協力につき希望あり。）
- d、貿易自由化（外資導入）と後進国開発援助（外資導入については、総理よりマ大使にとりあぐることあるべき旨1月8日内話。）
- e、防衛問題
- f、ガリオア問題の処理
- g、海洋法問題（米側より追加的に内報ありたり。）

○印は、米案にあるもの。



岸総理訪米会談資料

昭35. 1. 12

1. 東西関係の現状と今後の見通し（別紙1）
2. 軍縮問題についてのわが国の要望
3. 軍縮交渉の現状
4. 中共問題（別紙2）
5. 日ソ間懸案の現状（別紙3）
6. 日韓関係（別紙4）
7. 対沖縄協力の現状
8. 貿易自由化と経済援助問題に関する最近の西欧諸国の動向について（別紙5）
9. 後進国援助に関する日米両国の態度
10. 国連の後進国開発事業に対するわが国の拠出金について
11. 輸入自由化の現状と今後の方向（別紙6）
12. デイロン米国務次官の訪欧について
13. 対米綿製品の輸出調整措置について
14. 戦後対日援助処理
15. 在米接收資産返還問題
16. 宇宙科学技術に関する日米協力
17. 宇宙科学技術分野における日米協力関係強化について米国政府の意向打診に関する件

参 考

米国の大統領選挙戦について

(会談要領別紙 /)

東西関係の現状と今後の見通し

昭34 / 2.25 欧西

1959年9月のキャンプ・デヴィッドにおける貴大統領とフルシチョフ首相との会談以来雪どけの雰囲気醸成され国際情勢が緊張緩和の方向に向つたことは常に平和を希求するわが国として喜ばしく感じていることは申すまでもない。しかしながらソ連の基本政策は変化したものと認められず、なんらの実質的譲歩を行っていない。元来ベルリンの危機はソ連自身が人為的に創り出したものであるが、このベルリンを西ドイツから切り離して孤立させた上、機を見て東独内に取込まんとするソ連の意図、また東西ドイツ分割の現状を固定化せんとするソ連の政策は、最近のソ連側の言明でも、従来の同国の立場を一步も出るものではない。私の見る所ではソ連が今後の東西会談において実質的譲歩を行う用意があるか極めて疑わしいと思う。

戦後の自由世界特に西欧は近時著るしい経済的発展をとげ、国力すなわちその潜在的軍事力が増大し、これら諸国と米国とのN A T Oによる団結はソ連にとつて好ましからざるものであること疑なく、ソ連としては雪どけの雰囲気を利用しつつ最少限の譲歩をもつて国際緊張緩和の感を世界に与えN A T Oの団結と防衛努力を弱め、他方自国における経済7カ年計画の推進を図り長期に亘る自由世界との競争に備えることを狙っているものと考えられる。

従つて私の考えでは、ソ連は国際緊張の緩和を求めているとしても、そのため現実に支払うとする代価の用意は極めて乏しく、自由世界はますます結束を固めてソ連が楔を打込む隙を与えないようにすることが肝要であると思う。この意味において来るべき東西首脳会談においてもドイツ問題、ベルリン問題についてはさしたる進展は見られないのではないかと考える。尤もベルリン問題については昨年夏のジュネー

ウ外相会議において東西双方の立場が明らかにされており、英国においてはこれを足掛りとして首脳会談におけるベルリン暫定協定成立の望みを抱いていたようであるが、12月の西方首脳会談においてはベルリンはドイツ全体に関する問題の枠内においてのみ討議する立場が確認されたものと思われる。いずれにしてもドイツ問題を始めとして東西間の対立は長年に亘る根深いものであり、数次に及ぶ東西首脳の真しな討議によつて徐々ながら解決の可能性のある事項についてこれを解きほぐして行くという方法をとるより外無いと思われる。

東西首脳会談の議題の一つとして報ぜられている軍縮問題についてわが国は特に大きな関心を寄せている。米英仏ソの四大国間において軍縮の基本線に関する合意が成立すれば、10ヶ国軍縮委員会による討議は促進され、東西双方に実施可能な具体的計画の作成が試みられることとなろう。ドイツ問題等東西対立の基本的問題

の解決が困難なる現在、東西のバランスを崩すことなくかつ管理された軍縮こそが真に国際緊張を緩和させることが出来るのであつて、若しこれが合意成立をみるならば例え小規模のものなりともなお大きな意義を有するものと思う。従来東西双方において行われて来た軍備の拡大は東西間の緊張の原因というよりは寧ろ結果であるとの説は確かに一理あり、また軍縮にはまず相互間の信頼の回復が先決であるとの考えは首肯せざるを得ないが、錯雑した東西の対立関係を解きほぐす糸口として、また相互の恐怖感を取除く有効な手段として、四大国首脳による軍縮問題の討議を、私は歓迎しかつその成果を期待するものである。わが国としては、首脳会談等により東西間に軍縮に関する合意が成立した暁には、全世界に亘る軍縮の計画並びにその実施につき全面的に協力する意志と熱意とを有するものであることを申上げたい。

なお軍縮に関連して、核実験中止の問題があ

る。この問題に関するわが国の立場については、わが国が累次に亘り貴国、英国及びソ連に対して行つた申入れ並びに第14回国連総会においてフランスのサハラ核実験の問題に対して執つた態度によつて貴大統領がよく承知しておられる所であるが、ジュネーブにおける核実験中止会議の進展ぶりにもかんがみ、この問題に関する合意が速かに成立し、管理された軍縮への手掛りとなることを衷心より希望するものである。

岸総理、藤山外相訪米資料

○軍縮問題についてのわが国の要望

(昭35. 1. 8)
(国連局政治課)

わが国としては、協定義務違反防止のための有効な査察管理を伴い、かつ、関係国のいずれの安全をも危くすることのないような均衡のとれた軍縮措置について、できるだけ広汎な合意の成立することを希望するものである。

フルシチョフのいわゆる完全軍縮提案も、その目標とするところは、従来から討議されてきた全面軍縮計画と大差なく、必ずしも画期的なものとは考えられない。むしろソ連の国際管理査察に対する不信の態度に必ずしも変更のみられないことに危惧を感じるものであるが、10カ国新軍縮委員会の設置を契機として、全面軍縮の目標に向つて新たな努力が開始される機運にあることは、わが国としても心から歓迎する次第である。ソ連との交渉には幾多の困難はあろうが、米国をはじめ自由主義諸国が、忍耐強い態度で、当初は部分的であるにせよ、実質

的な軍縮措置について合意に達するよう努力されることを切望する。

これに関連して、わが国政府及び国民が核実験中止について特別の関心を有することは御承知のとおりである。核実験中止に、それ自体として望ましいのみでなく、それについて有効な国際査察制度が設置され、円滑に運営されるに至れば、将来の軍縮協定の管理制度のため貴重な前例となりうると考える。すでに1年有余にわたるジュネーヴ交渉の経験からして、核実験中止についての有効な査察機関の設置には、なお相当の困難のあることはよく承知しているが、同交渉の成功のため、米国の一層の努力と忍耐とを要望したい。

国連局関係

(岸総理、藤山外相訪米会談資料)

昭 3 5 / 8

○軍縮交渉の現状

1. 10カ国軍縮委員会の発足

昨年9月7日米英仏ソ4カ国政府は、同年8月5日ジュネーヴ外相会議において、西方側米、英、仏、カナダ、イタリア、ソ連側ソ連、ポーランド、チェコ、ブルガリア、ルーマニアの各5カ国よりなる10カ国軍縮委員会を設置することに合意が達成した旨発表した。1957年11月ソ連が国連軍縮委員会ボイコットを表明して以来、交渉の場を失っていた東西間軍縮交渉は、この委員会の設置により再開を見ることとなつたのである。

この新軍縮委員会は、国連の枠外に置かれるものであるが、国連軍縮委員会は、昨年9月その設置を歓迎する旨の決議を採択し、また、国連第14総会は新軍縮委員会に対し、

ロイド案、フルシチョフ案、核兵器拡散防止案等の審議を要請する決議を採択した例に見られるとおり、国連ともかなり密接な関係を保ちつつ活動するものと考えられる。

本委員会は、本年3月15日頃ジュネーヴにおいて作業を開始することについて、東西間に合意の成立を見ている。

2 核実験に関するジュネーヴ会議

一昨年10月31日以来1年有余にわたってジュネーヴで開催されてきている核実験中止に関する米、英、ソ3国交渉は、17カ条及び前文案について合意に達したが、(1)管理委員会の構成及び表決方式(自由主義国、共産国、中立国の比率を如何するか、拒否権を認めるか等の問題)(2)監視所要員の構成(外国国籍の技術要員をどの程度まで認めるか等の問題)(3)現地査察(特に地震とまぎらわしい震動を識別するための基準を如何するかの問題)等重要な問題について対立が続いている

ため、早急に協定の成立する見込みは少い。

なお、一昨年8月米英両国政府は、10月31日ジュネーヴ交渉開始と同時に1年間核実験を自発的に中止する旨声明し、その後これが昨年末まで延長されたが、昨年12月29日アイゼンハワー米大統領は、自発的中止は昨年末で終了する旨、ただし実験を再開する場合には予め公表する旨を声明した。

3. 国連第14総会

国連第14総会においては、ロイド英外相及びフルシチョフ・ソ連首相がそれぞれ全面軍縮について提案する等、10カ国軍縮委員会設置を契機として軍縮交渉促進の機運が盛り上りを見せたことが注目される。

第14総会において採択された軍縮関係の決議は次の5決議である。

- (1) ロイド案、フルシチョフ案等を国連軍縮委員会及び10カ国委員会に回付し検討せしめるもの。

(2) フランスに対しサハラ核実験中止を要請するもの。

(3) 10カ国軍縮委員会に対し核兵器保有国の増加の防止を検討するよう要請するもの。

(4) 核実験中止ジュネーヴ交渉の成功を希望し、関係国に対し自発的実験中止の継続を希望するとともにジュネーヴ交渉当事国以外の国に対しても実験の開始を差控えるよう要請するもの。

(5) 国連軍縮委員会を全加盟国による現構成のまま存続することを決定するもの。

4. 10カ国軍縮委員会に臨む米国の準備状況
本年夏東西間軍縮交渉再開への機運にも鑑み、米国政府は、クーリッジ委員会を設置し、本国の軍縮政策の再検討を命じた。同委員会は近くハーター国務長官に対して報告を提出する予定であり、米国政府は、この報告を基礎にして関係部局間で、10カ国軍縮委員会に臨む政策を検討するものと見られている。

極 秘
封

中英問題 (1)

34 12 28

中国大陸と一衣帯水の間にある
わが国としては、貿易、漁業、郵便
氣象、海難救助等実務的・認道的
な問題が少くないが、中英がいわゆる
「政至不可分」を固執し、わが国と
自由諸国特に米国や国府との関係が
冷却する結果となる措置をとらない
限り、いかなる関係をも持たないと
いう態度を継続するならば、政府
としてはなお「当分」中英の反省をまち

「静観」すべきであると考える。

ただ、わが国内部には現在の
よるな不自然な日中関係をなくとか
打開したいとの要望がかなり強いので、
中共側においてわが国の基本体制や
わが国のおかれた国際的な立場を
充分尊重するということまで歩み
よってくるならば、中共政权はあく
まで承認しないというわが国の建前
を崩さない範囲内で根拠なき不信
や誤解をとくという意味から、人の交流
を容認し、また何らかの形で前記の

実務関係に入ることを認めざるを得ないと思われる。

2. 台湾問題については、これが万一中共の手に入った場合には中共のプレゼンにおける prestige は高まり、また自由諸国側の防衛体制は大きくゆるぐことになるので、いかなる形であらうとも、台湾はあくまで自由諸国側に確保しておくべきであると考えらる。このため関係諸国間で将来のあらゆる事態にも対応しうる措置につき

話し合いをつけなくてはならない。

3. 国連における中国代表権問題に

ついては、中共を国連に入れ安保理

事会の常任理事国とするのは世界

平和維持という国連の機能を麻痺

させる恐れがあり、かつまた、世界政治

における中共の比重を飛躍的に増大

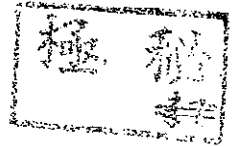
させ、ひいては自由諸国の対共産圏外交

を益々困難ならしめる効果をもつものと

認められるので、これが有効な防止措置

につき関係諸国間で充分検討しておく

ベキかと考える。



中 共 問 題 (1)

12.28
34 / 222

1. ~~中共は、その対日政策において、基本的に~~
~~は従来の強硬態度を崩していないと見るべき~~

である。中国大陸と一衣帯水の間にあるわが

国としては、貿易、漁業、郵便、^(貿易)海難救助等

^(人道的)実務的な問題が少くないが、中共がいわゆる

「政経不可分」を固執し、わが国と自由諸国

特に米國や國府との關係が冷却する結果とな

る措置をとらない限り、いかなる關係をも持

たないという態度を^(持続するはずは)取る限り政府としてはな

お当分^(中共の反省とすべきであると考え)「静觀」する^(べきであると考え)はな

ただ、わが国内部には現在のような不自然

な日中關係をなんとか打開したいとの要望が

かなり強いので、中共側においてわが国の基

本体制やわが国のおかれた国際的な立場を充

分尊重するといふところまで歩みよるならば、

中共政權はあくまで承認しないといふわが国

の建前を崩さない範囲内で、^{根拠なき不信や誤解をなくし}人の交流を促進^{はかり}

^{容認し、}~~また~~ 何かの形で前記の実務関係に入る
ことは認めざるを得ないと思われる。

2. 台湾問題については、これが万一中共の手

に入つた場合には中共のアジアにおけるプレ

スティジは高まり、また自由諸国側の防衛体

制は大きくゆらぐこととなるので、いかなる

形であるうとも、台湾はあくまで自由諸国側

に確保しておくべきであると考えらる。

このため関係諸国間で将来のあらゆる事態

にも対抗しうる措置につき話し合いをつけて

おく必要がある。

② ^{3.} ~~また~~、国連における中国代表権問題について
は、中共を国連に入れ ^保安理事会の常任理事
国とすることは世界平和維持という国連の
機能を麻痺させる恐れがあり、かつまた、世
界政治における中共の比重を飛躍的に増大さ
せ、ひいては自由諸国の対共産圏外交を益々
困難ならしめる効果をもつものと認められる
ので、これが有効な防止措置につき関係諸国
間で充分検討しておくべきものと考えらる。

に基き、資源の絶対的不足とか分配流通

面における混乱、インフレの危険等、多くの困

難は依然克服されていないが、工業化

の基礎が確立されたことは否定し得ない

事実であり、少くとも中共政權成立当時

と現在を比較すれば経済力は大きく

伸びており、その発展テンポは近隣の東

南アジア諸国に比してはるかに急速である

と認められる。

(2) 一方中共の対外関係についてみれば、最

近 似に、アラブ連合、インドネシアをはじめアジア

島大伊島

17

アツる長

三宅審議電

極秘

アツる関係

(総理、外相訪米会談要領案)

昭和34.12.28

~~34.12.23~~

~~中国線~~

II
#. 中. 共問題

1) 中. 共の情勢判断

(1) 中共政権は大陸制覇に成功し、来

るすでに10年、対内的にも、また対外的にも

幾多の困難な問題を包蔵してはいるが、

政権の基盤は一応確立され、内部崩壊

や衰頹を期待することはできないものと考

えられる。とくに綜合国力の基幹をなす

経済建設については輸送の隘路とか工業

・アフリカ諸国一般に中共^に対する警戒心が増大

(このことは往々に値するが、これらの諸国

も中共と正面から対立することは固辞して

と望んでいるものと認められるので、これら

諸国が中共の国連加盟に反対したり、対

中共包圍網の一環に入ると予測することは

樂觀的にすぎるとあろう。

なお、中ソ関係については、^(摩擦の原因となる)
~~中ソモ二付と~~

~~将来若干の摩擦を起す~~
~~見することは誤りであり、冷却化に向う種々の~~

^(も若干)要素^{(直ちに両国の関係を冷却}が存在するが、これ^{せめたり、或は、}が「中ソの緊張状

態」にまで発展することは当面ありえないもの

とみまへきである。

2. わが方の態度

18 中国大陸と一衣帯水の間にありわが国

19 としては、貿易、漁業、郵便、海難救助、

電波波長等実務的且つ日常処理を要

する問題が少くない。

また、わが国内部には現在のような

不自然な日中関係をなんとか打開

(従って政府としては)

したいとの要望がかなり強い。~~中共~~ 中共

側においてわが国の基本体制やわが国

の抱かれた国際的な立場を充分尊重

するといふところまで歩みよるをいふは、

(承認^のは、或は、事実上の承認と解せられる

中共政権)はあくまで承認しないという

現段階においては、

よな措置は一切とらないといふ)

わが国の建前を崩さない範囲内で、

まず人の交流を促進し、またなんら

かの形で前記の実務関係に入ること

は認めざるを得ないと思われる。

その際、政府としては、~~中共を承認し~~

(前述の)

~~ないところ~~ 建前上、書面に出て中共との

諸懸案解決をはかることは、なるべく

(出来3限り)

避け、民間協定方式をとりたいと考えている。

(無制限)

ただし民間団体が自由に中共との間で

諸関係をもつことは必ずしも好ましく

~~また民間の手で~~

~~ない~~ 政府として然るべき指

(いふこと)

(わざと認めるに必要がある)

導と規制を行ふ所存であり、その意味

また民衆の手には及ばない面もあるが、^{その限りでは、今後}

~~に於いて~~ (政府が直接間接に中共と
~~との関係~~)

接触や関係をモットはあり得よう。

台湾問題については、これが万一

中共の手に入った場合には中共のアジア

に於けるプレス・ティン^{トインフルエンス}は高まり、また

自由諸国側の防衛体制に^な大きな^な
影響を與える

に^ななるので、いかなる形であろう

とも台湾はあくまで自由諸国側に

確保しておくべきであると考え。この

ため、関係諸国間で将来のあらゆる

事態に^應対^{腹藏}しうる措置につき話し

合^(尽して)を^しおく必要があると考え子が

関する問題につき有効な規正はなし

えないとの議論は今後益々有力に

なってくるものとみられるが、この問題に

られ

つきいかにかえ_入るか。

(会談要領別紙2)

中共問題

昭和34/2.28 アジア局

1. わが方の情勢判断

- (1) 中共政権は大陸制覇に成功して以来すでに10年、対内的にも、また対外的にも幾多の困難な問題を包蔵してはいるが、政権の基盤は一応確立され、内部崩壊や変質を期待することはできないものと考えられる。とくに総合国力の基幹をなす経済建設については輸送の隘路とかエネルギー資源の絶対的不足とか分配流通面における混乱、インフレの危険等、多くの困難は依然克服されていないが、工業化の基礎が確立されたことは否定し得ない事実であり、少くとも中共政権成立当時と現在を比較すれば経済力は大きく伸びており、その発展テンポは近隣の東南アジア諸国に比してはるかに急速であると認められる。

(2) 一方中共の対外関係についてみれば、最近インド、アラブ連合、インドネシアをはじめアジア・アフリカ諸国一般に中共に対する警戒心が増大していることは注目に値するが、これら諸国も中共と正面から対立することは回避したいと望んでいるものと認められるので、これら諸国が中共の国連加盟に反対したり、対中共包囲網の一環に入ると予測することは楽観的にすぎるであろう。

なお、中ソ関係については、摩擦の原因となる種々の要素も若干存在するが、これが直ちに両国の関係を冷却せしめたり、あるいは緊張状態にまで発展することは当面ありえないものとみるべきである。

2. わが方の態度

中国大陸と一衣帯水の間にあるわが国としては、貿易、漁業、郵便、海難救助、電波波長等実務的かつ、日常処理に要する問題が少

くない。

また、わが国内部には、現在のような不自然な日中関係をなんとか打開したいとの要望がかなり強い。従つて政府としては中共側においてわが国の基本体制やわが国のおかれた国際的な立場を充分尊重するといふところまで歩みよるならば、中共政權の承認や、あるいは、事実上の承認と解せられるような措置は、現段階においては、一切とらないといふわが国の建前を崩さない範囲内で、まず人の交流を促進し、また、なんらかの形で前記の実務関係に入ることは認めざるを得ないと思われる。この際、政府としては、前述の建前上、表面に出て中共との諸懸案解決をはかることは、なるべく避け、出来る限り民間協定方式をとりたいと考えている。ただし民間団体が無制限に中共との間で諸関係をもつことは必ずしも好ましくないので、政府としてしるべき指導と規制を行わざるを得ないこと

もあるのであろうし、また民間の手ではなし得ない面もあるので、その限りでは、今後政府が直接、間接に中共と接触や関係をもつことはあり得よう。

台湾問題については、これが万一中共の手に入つた場合には中共のアジアにおけるプレスティジとインフルエンスは高まり、また自由諸国側の防衛体制に大きな影響を与えることとなるので、いかなる形であろうとも台湾はあくまで自由諸国側に確保しておくべきであると考え。このため、関係諸国間で将来のあらゆる事態に対応しうる措置につき、腹藏なく話し合いを尽しておく必要があると考える。

また、国連における中国代表権問題についても、中共を国連に入れ、安保理事会の常任理事国とすることは、台湾問題と表裏一体をなすものであり、その解決についての腹をきめた上でなければなし得ない所であるのみな

らず、殊に中共を常任理事国とすることは、現在の如き中共の動向及び国際情勢の下においては、世界平和護持という国連の機能を麻痺させる恐れがあり、かつまた、世界政治における中共の比重を飛躍的に増大させ、ひいては自由諸国の対共産圏外交を益々困難ならしめる結果となると考える。ただし、中共を国連に加入させずして全面軍縮、核実験禁止等をはじめ世界平和に関する問題につき有効な規正はなし得ないとの議論は今後益々有力になつてくることを予期せざるを得ないと考える。

(会談要領別紙 3)

日ソ間懸案の現状

昭 3 5. 1. 5

欧 東

1. 日ソ平和条約問題
2. 近海漁業問題
3. だ浦漁船問題
4. 函舞、色丹、国後択捉引揚者の墓参問題
5. 日ソ漁業委員会第4回会議交渉問題
6. 日ソ航空協定問題
7. 日ソ文化協定問題
8. ソ連地域邦人引揚問題

1. 日ソ平和条約問題

日ソ平和条約問題は、領土問題をめぐり行詰り状態になつているところ、最近わが国内に齒舞、色丹、フラスアルファーをもつて本問題を解決し、平和条約を締結すべきであるとの議論が一部にみられる。その代表的なものとして、客年夏大日本水産会が根室の一部漁民の要望に副つて近海漁業問題に関連して政府に提出した「政府は、この際日本国民が是認しうる最小限度の条件ですみやかに平和条約を締結するよう努力すべし。」との要望を挙げることができ、上記要望の真意は、ソ連側にわが国の国後、択捉に対する潜在主義を認めさせ、あるいは近海安全操業に対するソ連側の保障をとりつけければ、齒舞、色丹のみの返還をもつて手を打ち、平和条約を締結せんとするにあるとみられる。

他面、先般三木議員が訪ソした際フルシチョフ首相は国後、択捉は経済的価値あるのみであるが、日ソ関係が現状のままでは返還を考慮する余地はないと述べ、ソ連側において従来の基本的態度を変化した兆候なく、従つて日ソ平和条約問題は目下のところ解決の見通しが立たない状況である。

2. 近海漁業問題

政府は領土問題に関しては、国後、択捉、齒

舞、色丹は日本固有の領土であるとの主張を堅持しているが、それと関連して北辺の利害関係者の間にこれらの地域はサンフランシスコ平和条約により施政権を放棄しているほかの地域とは自らその性格を異にし、当然本土の一部として国内法の適用をうけるべきであるとの声が高まりつつある。

この主張をなすものの中心と目される大日本水産会が客年夏政府に対し、「日本国民が是認しうる最小限の条件をもつてすみやかに平和条約を締結」することを慫慂したことは前述のとおりであるが、同会はさらにそれが困難なときは、「それまでの間北洋近海の海域において不安な操業を続けている漁民に対し、至急なんらか適切な対策を講ずること」を主張し、同時に「特に齒舞、色丹、南千島関係については、十分なる保障措置をとるよう」強く訴えた。これに関連し、同会は10月に至りさらに具体的な要求及び数字を出すに至つたが、その要求の項目は(1)齒舞、色丹、国後、択捉の関係漁業者及びその団体に対する旧漁業権の補償、(2)同上諸島周辺においてソ連の不法な捕により漁業者のうけた経済的損失補償、(3)戦後同上諸島よりの引揚により農漁民その他のうけた損失補償、(4)引

揚者を戦後受入れた現地各市町村及び漁業者並びにその団体の窮乏の補償、(5)同上諸島周辺海域における安全操業体制確立についての国内体制の強化措置のよつてであり、要求補償金額として90億円余の数字を出している。

3. だ捕漁船問題

日ソ間に領土問題が解決されおらず、樺太、千島、齒舞、色丹がソ連の事実上の占領下にあるため、ソ連の主張する領海12海里内においてだ捕される本邦漁船の数は逐年増加の傾向にある。昭和34年12月末現在のソ連による被だ捕漁船及び被抑留漁夫の数は次のとおりである。

	昭和34年度中		戦 後 総 計	
だ 捕	91隻	774名	829隻	7,203名
帰 還	44	756	629	7,172
大破船体放棄	1		14	
未帰還	46	18	186	19
死 亡		0		12

またソ連側は、昭和34年3月7日以来被抑留本邦漁夫の維持費を12回にわたり請求してきているが、わが方としてはこれを関係者に単に通報するにとどめており、現実には支払いはなされていない。

4. 齒舞、色丹、国後、択捉引揚者の墓参問題

昭和32年6月北方近海安全操業問題につきモ
スコーにおいて申入れをなすに当り、本件墓参
問題をも併せて申入れたが、ソ側は本件の関係
する国境地帯は外国人旅行制限地域であるとの
理由をもつて許可しえない旨回答してきた。し
かしわが方は引揚者の切なる申請にもかんがみ
同年9月にも本件につき考慮方重ねてソ側に申
入れ、さらに昭和34年9月にもわが方は国会議
員及び北海道知事らの陳情にかんがみ、モスコ
ーにおいて再び本件をソ側に申入れた。その際
先方は難色を示しつつも、なお検討を行う旨約
したが、その後11月門脇大使を通じてさらに督
促を行い、不可能なる場合は、せめて墓場の現
在の状況なりとも知りたい旨申入れたところ、
12月7日ソ側は千島列島が特殊国境地帯令により日本人
の来島不可能なる点を述べ、わが方の申入れに
ついてはなんら申上げえない旨答えた。

5. 日ソ漁業委員会第4回会議交渉問題

昭和35年2月2日からモスコーにおいて開催される
こととなつた北西太平洋日ソ漁業委員会第4回
会議は、第1回ないし第3回会議の経過からみ
ても、また日ソ双方から昭和34年末にすでに提
示された第4回会議の議事日程案からみても、
種々困難、かつ、長期にわたる交渉を要するも

ののごとく予想されるところ、問題点は大別して下記諸点にある。

(イ) さけ・ますの資源状態に関する評価

これまでソ側は日本の沖取漁業によつてさけ・ます資源はさく河量その他からみて激減したとなすに反し、わが方は過去の統計その他からみても沖取漁業は資源保存の安全度を害するものではないと主張し、今後も論争を繰返さねばならないものと考えられる。

(ロ) さけ・ますの年間総漁獲量の決定

ソ側は資源状態が極度に低下したとの前提に立つて、日本側にとり到底容認しえないような年間総漁獲量をまずもつて提案するのを例としている。昨年のごときは最初5万トン提案したが、わが方は16万5千トン提案し、122日にわたる交渉の後ようやく8万5千トンの漁獲量をもつて妥決した。隔年毎に繰返えられるさけ・ますの漁、不漁の現象もあるがわが方としてはその漁業規模に必要な程度の漁獲量を維持する必要がある、この点にわが方の努力が集中されるわけである。

(ハ) さけ・ますの規制区域及び禁止区域

昨年から拡大されたさけ・ます禁漁区域のほか、オホーツク海公海の全面禁漁の実施に日

本側が同意したにも拘らず、ソ側は、本年は条約上のさけ・ます規制区域の境界をも問題としようとしている。もしもソ側がこの規制区域の境界の拡大を要望するならば、北緯45度以南の規制されない日本側の流網及びはえなわ漁業の区域が縮小されることとなるべく、わが方として強く反対しなくてはならないところである。

(二) さけ・ます漁業の漁船、漁具及び魚種別漁獲の制限

条約上漁船数及び魚種別漁獲の制限はなく、漁具につき網の長さ、間隔、網目の規定があるにすぎないが、ソ側は漁船数の制限、魚種別組成による漁獲規制並びに漁具に関する制限ないし禁止を問題とする意図のごとくであるが、漁業の実際に照らしわが方としてはこれに反対しなくてはならない。

(三) かに及びにしん漁業の規制

かに及びにしんの資源が低下状態にあるのにかんがみ、ソ側はこれまでもすでに漁獲制限ないし規制を提案したが、本年もこれを問題とするもののごとくである。わが方としてはこれまですでにある程度の規制措置をとっており、この点の調整を必要と認めている。

6. 日ソ航空協定問題

一昨年3月22日在京ソ連大使館アデイル・ハーエフ参事官は、金山欧亜局長を来訪、日ソ兩國間の直通航空路開設に関し正式に申入れを行つたが、航空路を東京—モスクワ間とせよとするわが方の主張と、これを日本の一地点とハバロフスク間とせよとするソ連側の主張が対立し、その後わが方は、客年10月2日付口上書をもつて再度東京—モスクワ間に航空路開設方につき先方の同意を求めたが、ソ連側より未だなんら回答に接していません。ま今日に至つてゐる。

わが方は、交渉行詰りを打開するため、先般門脇大使が一時帰朝当時提案したわが方航空機がシベリア上空飛行の際ソ連側航空士を同乗せしめる案につき航空局の意見を求めていたところ、客年12月12日航空局より、同局は相互主義の上に立つて航空士同乗の提案を行うことを適当と認める旨の回答に接し

た。よつてソ連側に右提案を行うことにつき
ノ 2 月 28 日の幹部会にはかつたところその
承認を得たので、目下大臣の決裁を得るため
の手續を進めている。大臣の決裁を得れば、
右の次第を航空局に通報するとともに在ソ門
脇大使をしてソ連側に申入れしめる予定であ
る。

7. 日ソ文化協定問題

ノ 昨年 5 月 11 日ザプロー ジン在京ソ連代
理大使は山田事務次官を来訪、日ソ文化協定
の締結を申入れるとともにソ連側の協定案を
提示した。その後わが方は、省内関係局課の
間で右ソ連側申入れを慎重協議検討した結果
次のような結論に到達した。

- (1) 元来文化協定は、関係両国間の緊密な友
好親善関係の存在を前提とし、かつこれを
一層発展させることを目的として締結され
るもので、その締結自体多分に政治的意義
を有するものである。従つて現在日ソ間で

文化協定を締結することは適当と考えられない。

(ロ) 他方、現在米ソ間、独ソ間で行われている広汎な文化交流実施取極方式は、わが国の場合、国内体制の不備のほか予算上の制約があり実行不可能である。

(ハ) 従つて、残る可能性としては、その国々の文化交流について必要に応じ部門毎に政府間の個別の実施取極を行うことである。よつて、ソ連側に対し、わが方は一般的原則を規定した文化協定よりも先ず個別的に実行可能な種類の文化交流事業についてその都度必要な取極を行う方が实际的であるとの結論に到達したのでその趣旨に添い話合を行う用意がある旨回答するのが適當である。

わが方としては、差当り日ソ間の個別的文化交流事業実施取極の対象として、国会図書館とソ連関係図書館との間の政府刊行物の定

期的交換、及び映画祭の相互的開催を考えているが、予算が許せば、留学生、科学者、技術者の交換も個別の実施取極の対象となるものと考えている。

8. ソ連地域邦人引揚問題

1945年8月終戦後ソ連軍憲は各地の日本軍の武装解除を行い、一部の一般邦人を含みこれをことごとくソ連領、外蒙へ移送したが、その数は57万5千と推定されている。

右のうち約5万人の病弱者は、満州、朝鮮へ逆に輸送され、その一部は本邦へ帰国したが、大部分のものは同地域で死亡したものと認められている。

翌46年12月よりソ連よりの送還が開始され、50年4月までの間に471,669名が本邦へ送還されたが、ソ連抑留中死亡した事実の確認されたものは5万人余に達している。

1956年12月日ソ共同宣言発効とともに

に戦犯として刑を受けて拘禁されていた1,000名余が釈放送還されたが、現在なお約5,000名余のものが大部分生死不明のままとなつていたので、日本政府は、前記共同宣言第5項に基づいてソ連政府に対しこれらの人について消息調査と通報を依頼している。又国交回復後現在までに南樺太に残留していた邦人約2,000名（日本人の家族である朝鮮人を含む）が送還され、現在ではソ連本土に約1,000名余、南樺太に約500名の邦人が居住していると推定されている。

日本政府は、帰国希望邦人に対する送還援助、消息不明者の調査等と併せて、抑留期間に死亡した邦人の墓地の状況等に関する資料の提供方と日本人墓地訪問等に対し、ソ側の協力方を要請しているが、現在までソ連側調査結果として死亡者895名のリストおよび602名の埋葬者リストが提供されている。

(会談要領別紙 4)

日 韓 関 係

昭和 34 / 2.28 アジア局
昭和 35 / 1. 8 修 補

歴史的地理的にわが国が最も密接な関係にあり、従つて、本来ならば、最も親密な間柄であるべきはずの韓国との間に未だ正式の国交もなく、且つ、絶えず紛争や摩擦が起つているのは遺憾である。わが国としては、韓国との関係を速かにその本然の姿に打ち建て、その上に立つて、ともに提携してアジアの平和と繁栄に貢献したいとの大局的、建設的見地から、1952年以来、諸懸案の解決及び国交正常化のために終始、誠意と忍耐とをもつて、交渉に当つてきた次第である。

しかるに、韓国側は、過去のことに関われて、種々無理な主張を行い、殊に、公海上に、国際

的に類例のない「李承晩ライン」なるものを一方的に設定し、同海域において平和的に漁撈に従事している日本漁船を拿捕しその乗組員を処罰、抑留するというような措置を続けており、更に又、歴史的、法律的に日本国の領土たること明白な竹島を不法占拠して、撤退を肯んせず、かくの如き法律的問題の国際司法裁判所への付託にも反対しており、これらのことが両国関係正常化のための交渉上大なる障害となつてゐる。

最近、両国関係打開の曙光が漸く見えて来たが、これは、従来米国政府が直接、間接、あつせんの手をとり、御尽力に負うところが少なく、感謝に堪えない次第である。

わが国としては、韓国側がわが方の誠意と善意とを理解せんことを期待しつつ、この上とも忍耐強く、互譲と建設的精神をもつて、最善を尽す考えであるが、解決を要する問題は、何れも8年越しの困難な懸案であり、前途に猶幾多の困難が予想されるので、今後とも必要に応じ

米 国 政 府 の 御 あ つ せ ん を お 願 い い た し た い。

差 し 当 り 早 急 解 決 を 要 す る 当 面 の 問 題 と し て は、(イ)韓 国 に 抑 留 さ れ て い る 日 本 人 漁 夫 釈 放 の 問 題 と (ロ)在 日 朝 鮮 人 で 南 鮮 へ 帰 還 す る 者 に 対 す る 援 助 及 び 日 本 に 残 留 す る 朝 鮮 人 の 処 遇 の 問 題 と が あ る。本 来、漁 夫 の 問 題 は、他 の 問 題 と は 関 係 な く、そ の 性 質 上 専 ら 人 道 的 見 地 か ら 別 個 に 早 急 解 決 せ ら れ る べ き 問 題 で あ る が、韓 国 側 は、こ れ を 他 の 問 題 と 絡 ま せ て い る の で、実 際 上 同 時 解 決 と い う こ と に せ さ る を 得 な く な っ て い る。

日 韓 間 で は、こ れ ら 問 題 の 解 決 方 法 に つ き、既 に 大 体 意 見 の 一 致 を み て い る が、日 本 側 が 韓 国 民 の 福 祉 の た め に 行 う 財 政 的 コ ン ト リ ビ ュ ー シ ョ ン は、日 韓 会 談 が 最 終 的 に 妥 結 し て 正 式 国 交 が 樹 立 さ れ た 後 の こ と で あ る の で、韓 国 側 で は、そ れ ま で の 間、南 鮮 帰 還 者 の 再 定 着 を 援 助 す る た め に 差 当 り 必 要 と す る 措 置 に つ き 米 国 が 何 分 の 協 力 を す る こ と を 希 望 し ~~こ れ に つ い て~~

ているものごとくである。

韓国側の内話によれば、日韓間の話合いの成否はこの点にかかつてと述べているが、韓国側からこの点についてなんらかの申入れが米側に行われているのであろうか。また差しつかえなければ米側の意向を確認する必要がある。

本来無関係であるべき日本人漁夫釈放を韓国側はこの問題にからませており、すでに年を越し、人道上も重大であるので、わが方対策上も重大関心をもっている。

(会談要領別紙5)

貿易自由化と経済援助問題に
関する最近の西欧諸国の動向
について

34 / 229

経 済 局

1. 最近米国は自国の国際収支の悪化傾向とこれに対する西欧諸国及び日本の国際収支の著しい改善状況を理由にして、(i)日本及び西欧諸国に対し輸入の自由化、特にドル地域に対する輸入割当上の差別待遇を早急に撤廃すべきこと及び(ii)従来米国が行つていた後進国援助の一部をこれら諸国が分担すべきことを要請してきたが、本月中旬のデイロン国務次官の訪欧により、西欧諸国の対ドル差別待遇の撤廃及び貿易自由化は急速に進められる気運にあり最近の西欧4か国首脳会談においても、次の2点が了承された模様である。

- (i) 共同市場 (E E C) 及び欧州自由貿易連合 (E F T A) はあくまでガットの原則に

基き、米加等の域外諸国に対し差別待遇を行わないようにする。

- (ロ) 西欧諸国はその後進国援助を増大するとともにこれを調整していく。

これらの問題を討議するため、明年1月/3日パリにおいて、仏、独、伊、蘭、白（以上EEC代表）、英、スウェーデン、デンマーク、ポルトガル、スイス（以上EFTA代表）に、米、加、ギリシャを加えた13か国のinformal meeting が開かれることとなっており、米国からは、ディロンの出席が予定されている。

2. 前記(イ)は、今後欧州における2つの経済統合地域に属する諸国が、対内的に関税及び輸入割当を撤廃していく過程において、域外の米国、カナダ等に対し、あくまでカットの原則に基きこれをできる限り均霑してゆく趣旨であるが、わが国に対しては英、仏等欧州主要国がカット35条を援用している結果、こ

これらの国との間にガット関係が無く、従つて今後 E E C 及び E F T A が米、加等に対する貿易関係をガットの枠内で調整してゆく場合にわが国のみがこれに均霑されずとり残される危険性がある。

この事態を改善するためわが国としては早急に欧州の対日ガット 35 条援用国に対し、その撤回交渉を推進し欧州諸国の米、加に対する貿易の自由化が日本に対しても均霑されるよう必要な法的基盤を作ることが緊急と考えられる。幸に東京ガット総会以来、関係欧州諸国の間に、対日 35 条援助撤回の気運がとみに醸成されているように見受けられ且つこの点に関して米政府当事者も、対日 35 条援用撤回及び欧州諸国の対ドル自由化を日本に均霑することにつきわが国の立場を支持する旨言明している。

よつて政府としては米国に対し、朝海大使を通じて、前記バリにおける informal meeting

において関係欧州諸国に対し対日差別待遇を撤廃するよう説得されたい旨申し入れる予定であるが他方明年早々より英、仏、ベネルクス等の西欧諸国に対しわが国としては必要あらば自主規制の用意があるから、これに信頼して35条援用を早急に撤回して欲しいとの趣旨で個別的交渉に当る予定であり、又独伊等すでにわが国に対しガット関係にある国についても、今後ドル地域諸国に対する貿易自由化にあたり、日本を差別待遇しないようさらに強く要請する方針である（この交渉にあたるため外務省牛場局長及び大蔵省渡辺為替局次長が渡欧する予定）。

3. 前記1.(ロ)の西欧諸国の後進国に対する援助を調整してゆく問題についてはここで問題となる援助は、世銀等既存の機関による援助とは別個にその追加となるバイラテラルな性質のものであることが明かにされている。このためには何等かの特別の機構が設置されるこ

とも予想されるが、その際には米国としては日本の参加を強力にサポートしたいとの意向を表明してきている。またこのような特別の機構がつくられない場合においても日本に対し協力の要請があることは十分予想されるところである。

このような国際協調による後進国援助に参加すべきや否やについてはわが国として主として次の2点を考慮する必要がある。

- (イ) このような国際協調の結果として限られた資金の効果的な活用を図りうる。
- (ロ) しかしながら、これに参加する場合には、これに応分の寄与を要請される公算多く、わが国の主として東南アジア諸国に対する個別的な経済援助に関する自主性がある程度拘束される惧れがある。

差し当り、わが国としては、本件に対する重大な関心を表明しつつ、まず米国政府を通じ、十分な情報の入手をはかり然る後

態度を決定すべきであると思われるので、
そのため 朝海大使をして米国政府に申し入
れを行わしめる予定である。

なお、本件に関連し、いわゆる東南アジ
ア開発基金の提案を如何にすべきやも考慮
しておく必要がある。

(会談要領別紙 6)

輸入自由化の現状と今後の方向

(1 2 月 2 8 日現在)

昭 3 4 / 2 . 2 8

経 済 局

1. 輸入自由化の現状

政府は 1 9 5 9 年初来、外貨予算の増額、自動承認製品目の拡大、自動承認製品目における対ドル差別の廃止等に努力してきたが、1 9 6 0 年 1 月 4 日から次の自由化措置を実施することとなつた。

(1) 対ドル差別待遇の廃止

ドル地域からの輸入を認めていない自動承認制 1 0 品目中、ラワン材、銅合金くず、アバカ繊維及び石膏（品位 4 4 % 以上のものに限る）の 4 品目を全地域自動承認制とする。

(2) 自動承認製品目の拡大

従来主として外貨資金特別割当制度または求償貿易取引によつて輸入されていた 8

6品目（ココアバター、香辛料、各種化学
品等）を自動承認制に組み入れる。

(3) 自動割当制の新設

資金割当制品目中楽器、運動用具、カメラ（100ドル未満のものに限る）等の消費財34品目、事務用機械、医療用機械等の機械類48品目、計82品目については、申請があれば無制限に外貨資金を割当てることとする。（このうち機械類48品目については既に59年11月から申請の受付を開始している。）

(4) 消費財等の新規輸入許可

従来原則として輸入を認めていなかった完成品につき、前記(3)の自動割当制によるほか「雑品目」として60年1～3月間に5百万ドルを限度として輸入を認めることとする。（ただし高度のぜい沢品は除外し、また日本品の輸入につき著しい差別待遇をしている国からの輸入については割当に際

し別途考慮を払うことがある。具体的には英国からの輸入は日英貿易取極交渉の結果が出るまでは、当面認めない方針をとることとなつた。)

(5) 協定によるシングル・クォータ品目のグローバル化

2国間協定に基づきシングル・クォータを設定している品目につき、協定国以外から輸入を認めることを考慮し、差当り、自動自転車及びテレビ受像機の輸入先を全地域に拡げる。

2. 今後の方向

(1) 対ドル差別待遇の撤廃

対ドル差別待遇の残存する自動承認制の品目の自由化時期は未定であるが、最も難航を予想される大豆についても1960年度中に自由化することを農相も了承したので、一部については1960年度前半に、残る品目も同年度末までに自由化しうる見

込である。

(この時期については1960年1月10日の発表である程度触れるものと考えられる。)

(2) 資金割当品目の自由化

26日の経済閣僚懇談会で、原綿、原毛の自由化時期を1961年4月とし、化学繊維原料もその後出来るだけ早い時期に自由化することが決定した。従つて残る主要割当制品目は原油、主食、砂糖、機械等となるが、それらの自由化は農業政策、エネルギー政策等の関係から難航を予想されるので、1960年初の方針発表の際にも具体的には触れないものとみられる。

(3) 完成品、消費財の輸入拡大

完成品、消費財は、前記1.(4)の措置により一般の資金割当制、自動割当制、特別割当制と合せると形としては一応何でも輸入可能となつた訳であり、今後はその輸入枠

の拡大および1.(5)のシングル・クォータの
グローバル化等が問題となる。これらの点
および特にその中で米国の関心が深い品目
の輸入方針については、通産省は1960
年初の発表の際になるべく折込みたい考え
で作業を進めている。(米国の関心ある品
目としては自動車、万年筆、ボールペン、
ミシン、ウイスキー、清涼飲料、乾ぶどう、
まぐろ、えび等がある。)

極 秘

後進国援助に関する總理、外相の
米側との会談資料

35 1 8
至 著 局
至 清協力部

オノ部 説明資料

—— 後進国援助に関する日米両国の態度

1. 米国の態度

一昨年来、西欧、日本の経済力向上の反面米国の国際收支の悪化傾向が顕著となり、本年の米国の対外援助予算の審議は従来になら難航が予想される。しかしながら後進国至清は最近やや改善の微候をみせてきたといえ、人口増加の圧力もあつて先進工業諸国との発展の軟差は日により増大しつつあり、またソ連圏の後進国援助攻勢は日により強力なものがあるので、米国行政府としては昨年12月のデイトン国務次官訪欧や、本年1月の大統領年頭教書にみられるごとく、西欧諸国に対し後進国援助の強化を機会あるごとに強く要請し、わが国に対してもこれを強く要請されるものと思われる。更に米国はバイラテラルな後進国援助を効率的、実効的に行うためにOEFCの改組等の方法

により自由主義先進諸国の後進国援助に関しなんらかの調整機構を築くことが必要であるとの態度を示して居り、最近米政府華務当局は日本をも一の機構に参加せしめ度ほどの積極的意向を示して来るに到つた。

2. 日本の後進国援助の現況

わが国としてはすでに東南アジア諸国に対し総額 10 億ドルに上る賠償計画を実施中であり（別添資料ヲ参照）さらに列国に先んじて 54 万ドルの対印円借款を供与し、あるいは *Calombo Plan* に参加し、IMF、世銀の増資に際しては *contribution* を行つ等、従来対後進国援助にかなり積極的な活動を行つてゐる（別添資料ヲ参照）。さらに昭和 35 年度からは従来より一層弾力性のある対外経済協力基金を設け、取りあへず 50 億円（約 1400 万ドル）を以て発定することとしてゐる。かくしてわが国の後進国援助は政府ベースに限る限りすでに相当額に達してゐるが、日本国内の経済基盤強化のための基礎的投資に巨額の資金を要するため円資金の調達は相当窮乏化し、また外資資金面でも輸入自由化の促進により現在の 13 億ドル程度の準備では不十分な状況にあるので、対後進国援助

(3)

に多額の資金を割くことはむづかしい現状にある。

しかしながら昨今わが国の東南アジア諸国その他後進諸国との貿易は豊収、技術革新による輸入原材料使用効率の上昇、輸入品に代替する国産品の増加その他の事情からわが国のこれらの国々から輸入が全般的に逐次減少し、それを不満とする後進諸国において対日輸入を制限しようとする動きを注視しており、このため事態を放置すればこれらの国との貿易の縮小傾向は免れないものと思われる。しかしわが国の後進国からの輸入減少の傾向が構造的なものである以上、後進国側において先進諸国が輸入出来るような新産品を開発するとかないしはこれらの国に購買力を附するとかする以外には相互間の貿易の増大は今後当分の間期待出来なに見通しである。

従つてわが国としても今後東南アジアその他後進諸国との貿易を維持拡大し、なほは長期的な視点に立つてこれらの後進国市場の確保を計るためには経済援助をさらに促進せねばなる必要がある。たゞし上述のごとく資金的に窮乏化している現状にかんがみ、援助資金の重点的、効率的運用を図らねばならぬので、この点から米を始めとする西欧諸国との協調を考えてゆく必要がある。

3. 日米経済協力による後進国開発の問題

従来、日本は、日米経済協力による後進国開発の促進を
 提唱してきたが、実際には少数の例（ルールケテ鉄鉱石開
 発及び台湾マークスオブ）を除きその実績は挙げていな
 い。（尤も技術援助の面では、日米共同の東南アジア技術研修生
 訓練計画が近く日米間に調印の運びになる）

その原因は種々あるが、根本的なものは次の二点であ
 る。

即ち、日本の後進国開発は、比、インドネシア、ビルマ、
 等に対する賠償と対印円借款を除いては、すべて民間企業
 のイニシアチブにより採算本位に行われてゐる。(i) 民間
 業者にとっては、日本の機械設備を後進国に売ることに関
 心があり、その資金面の協力を得ることに魅力を感じてい
 る。然るにそのために米国から金を借りようとする

(i) 米国の市中銀行は原則として長期資金は出さず、また
 仮に出しても最近ではその金利は、日本の輸銀と市銀の
 協調融資の金利（輸銀金利は年々分、市銀のそれと併せ
 て年約6分）よりも高い。

(ii) 次に米国の政府資金は、輸出入銀行（EX-IM）も開
 発借款基金（DLF）も、米国品の優先買付を条件とし

(5)
ており、且つ手続が煩瑣である。従つて現情では日本の
民間業者は後進国開発援助の途米国の金を借りることに
はそれ程の魅力を感じてゐない。更に(4)次に 米国の民
間資金が出るようになれば、敍等は当然至営参加を要求
してくるが、そうすると至営は現地人と日本人と米国人
の三者によつて行われることになり、至営権が非常に複
雑になるので、日本の業者は、斯かる至営形態を好まな
いのである。

このように見てくると、日米経済協力による後進国開
発を具体化することは決して容易ではなく、日米両国の
関係者による抜本的な対策の真剣な検討を必要とするこ
とが明かとなる。

カ2部 会談要領

以上のごとき情勢判断に基き、総理、外相と米国行政府首脳部との話し合いにおいては次の趣旨によって会談を行うこととする。

- (1) 最近米國が大統領年頭教書その他により、イニシアティブをとり、後進国援助につき先進國がこれを一層強化し且つ國際的に協調すべきことを主張しておられることは、まことに時宜を得たものであり、全面的に賛意を表する。
- (2) 日本としては東南アジア諸國に10億ドルに及ぶ賠償計画を実施しているほか、インドに対する5千万ドルの再借款、IMF、世銀の増資、オセシアの設立等に際し、常に卒先が國力相当以上の *contribution* を行い、更に、昭和35年度から対外經濟協力基金（初年度50億円、約1,400万ドル）を設ける等後進國援助にはできるだけ努力を払ってきたる次第である。従つて、大統領が年頭教書中で提案されたように、OECEの改組等の方法により後進國援助の新體のための國際的機構が設立されるならば、日本は、欣然之に参加する用意がある。

- (3) 他方、後進國側においては、過度の民族主義的傾向と、行政能率の低さから援助の受入体制の不備がしばしば見ら

(7)

れ、その結果、援助乃至民間投資が阻害され、また、その効果も減殺されている事例が少なくない。この実は、時間をかけて、当該に努めてゆく外はないと思われるが、例えば、カニセ銀等を通じて、中立国的色彩の強い専門家をこれら諸国にアドバイザーとして派遣し、「右手に資金、左手にアドバイス」という仕組みで、当該に当ることも一方法かと思われる。

(8) 日本としては、特に東南アジアの開発に大きな関心を寄せているが、東南アジア地域が他の後進地域よりも人口増加の圧力もあって特に民衆が低く、緊急に開発を要する現状にもかかわらず、他地域については米州開発銀行、欧州経済共同体の海外領域開発基金等の設立にみられる如く、先進工業諸国の関心も高まっているにも拘らず、東南アジア地域の開発については、この種投資機関の設立もみられず、援助の方法も散発的であり、更に援助額も東南アジアのぼう大な人口に比すれば極めて不十分な現状にある。よって先進工業諸国および国際機関がより緊密に協力して東南アジア諸国に今後以上の積極的な援助の手をさし伸べることは甚だ緊要であり、米国の積極的な協力を期待したい。

(5) 日本は、後進国特に東南アジアの開発については、特に
米国との協力により、これを促進したい希望を有している
ものであるが、この分野における日米経済協力の実績はあ
まり挙げていないのが実情である。これは種々理由のある
こととは思ふが甚だ遺憾であり、早急に両国の事務当局を
して、この日米経済協力による後進国開発が進まない原因
を探究せしめることとしたたい。

(6) なお、最後に、上記の突に関連して、一言したいのは、
最近、米国政府が DLF の融資を米国商留優先買付とする
ことに方針を変更し、ICA の特定開発プロジェクトもこ
れを DLF に移して同様の方針を適用することとされたこ
とである。

これは、米国の最近における国際収支の巨額の赤字にか
んがみとられた措置であると聞いているが、日本としては
甚だ遺憾に存する次第である。この方針が ICA の一般買
付方針にも適用されるならば、世界経済における米国の指
導的地位にも重大な影響を及ぼすことをおそれるものであ
り、米国政府が斯かる措置をとられることがないように時に
希望する次第である。

別添資料カ/

わが国の賠償実施状況

1. わが国の賠償総額は、ビルマ、フィリピン、インドネシア及びタイエトナムの四ヶ国合計3643億円（10億1208万ドル）であり、タイエトナムに対する賠償は本年10月12日の賠償協定批准書交換とともに実施の段階に入るが、昭和34年12月末日までのタイエトナムを除く3ヶ国に対する賠償の履行済額は合計234億円で、（2億300万ドル）なお義務額として約2909億円（6億900万ドル）が残っている。

2. 各国に対する実施状況

（1）ビルマ

ビルマ賠償は昭和34年10月より35年度に入っているが、昭和34年12月末現在契約認証総額は約360億円、支払総額は約326億円に達している。

既に認証したもののうち最も注目されるのは賠償初年度より（賠償はつて建設されている）
バルー・クマン水力発電所（出力1万44KW）^{35年}
未竣工の予定、竣工の上はビルマの発電能力は火力発電のみによっている現在の4万KWにこれが増えれば一躍3倍に増加する）プロジェクトで、この関係の物資及び

(10)

役務の供与額は累計 90 億円を越えており、その他機械類（道路建設用、鉱山用機械、農耕用機械、トラクター、織機、電気機器等）及び車輛、自動車、自転車等 166 億円余、鋼材（鉄鋼板、型钢、棒鋼軌条等）その他金属製品 72 億円余、プラント類（車輛修理工場、冷庫工場、罐詰工場等）5 億 54 万円、食料品（罐詰）5 億 44 万円、役務（日本人技術者の派遣技術指導その他）2 億 74 万円となっている。

(2) フィリピン

対比賠償は昭和 30 年 12 月から調査が開始され、昭和 34 年 7 月 23 日より 34 年度入っているが、昭和 34 年 12 月末までの契約認証総額は約 391 億円、支払総額は約 311 億円に達している。

この認証額の内容は船舶（外航船 14 隻、漁船 30 隻、旅客船 1 隻、その他漁船 100 余隻）鉄道車輛、自動車等の機械類、鋼材、セメント、家内工業機械、セメント工場、紙パルプ工場、製材工場その他各種プラントが主要なものである。

なお、このほかフィリピンのマリキナ河多目的ダム計画及び電気通信設備拡張改良計画については別計画に記

(1)

要とされる日本からの機械設備、物品、及び役務の支払に充てるための、賠償を引当とする借款の交渉が半結し、昨年 9 月 7 日 両国政府間には交換公文が行われマリキナ計画 3550 万ドル電気通信計画 1230 万ドルの借用を供与することになった。(注) この両計画に対する協力は近く具体化されるが、これが比国の経済発展に寄与する所は甚だ大きく、またこれを通じ両国間の友好関係増進に貢献する所が大である。

(注) 借用供与の条件は据置 3 年、7 年間の延払、金利は民間ベースによるが、日本政府はこれが世界銀行の金利に近いものとなるよう努めることになっている。

(3) インドネシア

インドネシアに対する賠償は昭和 34 年 4 月より 2 年度に入っているが、昭和 34 年 12 月末までの契約証証総額は約 115 億 54 万円、支払総額は 95 億円に達している。

証証額のうち主要なものは船舶、(内航貨客船及び貨物船) 16 隻 35 億円、米穀増産計画用農業機械設備等

10億円、製紙プラント2基10億円、道路建設用機械15
億円、プラントス河治水計画関係7億円、紙類約9億
円、沈船調査1億1千万円、その他約4千万円
となっている。

上記のうち船舶10隻は既にインドネシアに到着し、
国内各島嶼間の連絡に大いに役立ちまた各種機械プラ
ント類もそれぞれインドネシアの主要需要に寄与する所
極めて大である。さらに東部ジャワのカリプラントス
治水計画が実現すれば多年洪水の被害に悩んでいた同地
域住民にとっては、この災害から免れる事となる。

なお、昨年10月16日、両国政府間の交換公文により
わが国は2000万ドルまでの船舶及び造船所用設備並
びに500万ドルまでのホテル（1962年のアジアオ
リンピック用）建設用資材及び設備を賠償を引当とする
並払輸出（注）によりインドネシアに供与することとな
り、近くこれが具体化する予定である。

なお、特に注目すべきものとして昨年度以降9年間に
わたり実施を計画されている学生及び研修生の賠償に
よる教育訓練計画があり、昨年度両国政府間において交渉中
であるが、この計画が実施されて多数の学生及び研修生が

総計2,000名以上)が教育研修を行えば、單にその知識技術をインドネシアの発展に寄与貢獻せしめるのみならず、同国との将来の政治的・経済的関係上にも多大の効果を及ぼすであらう。

注) 借款供与の条件は前者については頭金15%支払、

後者なし。償還は前者が引渡後7年の半年賦、後者が1963年8月より5年間半年賦、金利は当争首尾で決定されるべきものであるが、日本政府はこれが世界銀行並となるよう努めることになっている。

昭和34.12月末現在

賠償義務額及び履行額

国名	義務額 億円 億ドル	期間 年	履行額 億円
ヒルマ	720 (2)	10年	326.6
フィリピン	1,980 (5.5)	20	311.8
インドネシア	803,088 (2,230.8)	12	95.9
グイエトナム	140.4 (0.39)	5	—
計	3,643.488 (10,120.8)		734.3

別添資料第2

対外投融資の現状

昭和34年11月9日
大蔵省為替局

1. 最近5ヶ年間に於ける対外投融資残高推移

年 別	項 目	国際復興 への出資 (注1)	直接投資	延払輸出	計	(参考) 技術援助
		百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	件
	1953年末	112	19	118	249	58
	1956 "	115	34	100	249	68
	1957 "	115	63	128	306	98
	1958 "	115	116	156	387	118
	1959年10月末	115	125	193	433	148
	1959年9月末	178	148	212	538	154
	1959年9月末 約束済未実行	17	(注2) 14	(注2) 660	691	—

(注1) 国際復興開発銀行への未払込出資額599,4百万
ドル及び国際通貨基金に対する円貸出資額375百
万ドルは含まれていない。

(注2) この中にはフィリピン、インドネシア及びビルマ

との至清協力に関する取極に規定された額は含まれていない。

(注3) 上記のほか 1959 年 9 月末においてわが国はオープン勘定において下記の通り 129 百万ドルの債権残高を有している。

(単位：百万ドル)

(債権)

ブラジル	10.5
アルゼンチン	45.4
韓国	44.4
台湾	21.8
エジプト	1.7
計	129.7

(債務)

トルコ	0.5
ギリシャ	0.2
計	0.7
差引債権残高	129.0

(4)

なお、1955年1月、タイ・インドネシア、オーストラリア債権177万ドルは請求権が放棄された。

2. 民間海外直接投資残高の内訳

地域別	項目	実行済残高	約束済未実行	(参考) 技術援助
		百万ドル	百万ドル	件
東南亜		18.9	—	111
中南米		49.0	5.9	28
中近東		9.8	2.5	3
その他		70.2	—	12
計		147.9	144	154

3 延払輸出債権残高の内訳

地域別	項目	実行済残高	約束済未実行
		百万ドル	百万ドル
東南亜		535	273.2
中南米		58.2	136.7
中近東		27.7	68.6
リベリヤ		63.0	146.2
その他		9.2	35.4
計		211.6	660.1

(総理訪米資料)

国連の後進国開発事業に対するわが国の醵出金について

(昭35.1.1 / 国連局)

1. 国連は後進国の経済開発を援助するため、各国政府から自発的醵出金によつて、技術援助及び経済援助を行つている。

(技術援助のために拡大技術援助計画 (E P T A)、経済援助のために特別基金がある。)

このほかに後進国における児童の援助を目的とする「ユニセフ」の資金も、各国の政府及び個人からの自発的醵出金によつている。

2. わが国は E P T A 及び特別基金にそれぞれ 13.5万ドル、48万ドル、合計 61.5万ドルを、ユニセフに 13万ドル (但し 1960年は 15万ドル) を醵出している。
3. わが国の国連分担金の割合は、全体の 2.19 % で、イタリアの 2.25 % に次いで 9 番目である。
4. 上記のわが国の醵出金の割合は、E P T A

が 0.45 %、特別基金が 1.86 %、ユニセフが 0.57 % であり、各基金に対する醸出の順位は、それぞれ 2 / 番目、10 番目及び 20 番目である。

勿論醸出金は自発的なものであつて、義務的な分担金とは性質を異にするものであるが、国連としては最近のわが国の経済力の向上にかんがみ、わが国がもつと多額の醸出を行うよう強く希望している。

5. 主要各国の上記基金に対する醸出状況は、別添資料のとおりである。

1959年度特別基金、EPTA及びユニセフ拠出額

35人
単位 米ドル 国連局

国名	国連分担金 %	特別基金	%	EPTA	%	ユニセフ	%
日	2.19	480,000	1.862	135,000	0.453	130,000	0.578
米	32.51	10,312,511	40.000	12,000,000	40.255	9,500,000	42.222
英	7.78	1,000,000	3.879	2,240,000	7.514	658,000	2.924
仏	6.40	1,072,068	4.158	1,555,288	5.217	306,122	1.360
伊	2.25	600,000	2.327	400,000	1.342	288,000	1.280
西独		476,190	1.847	1,190,476	3.994	523,810	2.329
蘭	1.01	2,440,105	9.465	1,202,000	4.032	78,947	0.351
白	1.30	250,000	0.970	437,500	1.468	200,000	0.889
加	3.11	2,000,000	7.758	2,000,000	6.709	650,000	2.889
瑞典	1.39	2,103,228	8.158	902,764	3.028	260,618	1.156
ソ連	13.62	1,000,000	3.879	1,000,000	3.355	500,000	2.222
印度	2.46	500,000	1.939	525,000	1.761	483,000	2.147

豪州	1.79			625,000	2.097	500,000	2.222
その他		3,547,176	13.759	5,597,231	18.776	8,421,503	37.431
計	100.00	25,781,278		24,810,259 29,810,259		22,500,000	100%

注1 アメリカは総額の40%を超えない条件で38,000,000ドルをブレッジ

注2 但し1960年度は15万ドル

1960年度 特別基金は1959年11月30日現在
EPTAは1959年10月22日現在

単位 米ドル

国名	特別基金	EPTA	計	60000. 000に 対する%	
日	480000	135000	615000	1.025	
米	(注 1)			40000	(24000000 ドルとして%を出す)
英	5000000	3000000	8000000	13.333	
仏	1072067	1543780	2615847	4.659	
伊	600000	400000	1000000	1.666	
独	(後日ブレッジ)				
蘭	2440105	1323052	3763157	6.271	
自	100000	437500	537500	0.895	
加	2000000	2000000	4000000	6.666	
瑞 典	2103228	902764	3005992	5.009	
ソ 連	1000000	1000000	2000000	3.333	
印 度	(注 2)	525000	525000	28.75	(特別基金1200. 000ドルを加えて %を出す)
泰 州	—	625000	625000	1.041	
その他	3100476	4921866	8022342	13.370	
計	(注 3) 17895876	(注 3) 16813962	(注 3) 34709838		(約60000000) (注4)

(注 1) 総額の40%を超えない条件で40.0
00.000ドルをプレッジ

(注 2) 総額1億ドルの場合2000.000ドル
の割合で拠出

(注 3) アメリカ、インドを含まず

(注 4) 概算 アメリカ24000.000ドル
 インド 1.200.000ドル
 を含む

(注) デンマーク(その他を含む)のプレッジ
984509ドルは総額1億ドルの場合1.
274070ドルまで増額、オランダは1
960年の拠出が1959年に比して相当
増額された場合との条件を付す。

(注) ユニセフについては特別基金及びEPTA
と異り、拠出についてのプレッジは行われな
いため1960年度各国の拠出額は本邦を除
き不明なので、1959年度の拠出額を示し
た。

参考資料

対沖縄協力の現状

1. 経済技術協力

米側の同意を得て昭和34年度より、本土より経済技術専門家の沖縄派遣（20名）と沖縄の技術者の本土における訓練受入れ（60名）とを開始、昭和35年度以降もこれを拡大継続すべく目下米側と折衝中である。

米側よりは、新年度において(1)指導農場の設置(2)医者歯科医の長期派遣(3)癩患者の本土療養所への収容等の計画を盛込むよう提案が出されている。

2. 西表島の総合開発

米側による同島の総合資源調査計画に関し昨年末ブース高等弁務官より、日本側が自己の負担で同調査の農業部門を担当しては如何との提案があり、日本側はこれを受諾、調査の範囲、調査の期間、調査団の構成、米側の便宜供与等に関し、双方の原則的意見一致、

2月より実施の予定で目下準備中である。沖縄現地ではこれを日米共同による同島の経済開発のテストケースとしてこれを「西表方式」と称し歓迎している。

3. 教育指導委員の派遣

米側の同意を得て文部省より教育指導委員（指導主事）24名を昭和34年度中に沖縄に派遣し、現地教員の指導に相当効果を挙げているが、昭和35年度の本計画の継続に対しては米側は拒否的意向を示しているので目下米大使館を通じ折衝中である。

4. 戸籍及び法制面の協力

沖縄戸籍の整備のため、昭和34年度は法務省より係官2名宛2回に亘り現地実務指導に派遣する外、新刑法問題の発生に際しては特に法務省主務官2名を沖縄に派遣し、日米間の意思疎通と、事態改善に当らしめたが昭和35年度以降においてもかかる協力措置の継続が必要とされる。

5. 台風害防止のための協力・

本年度中に日本と琉球との協力により南大東島に気象観測所を設置することにつき、日米間に原則的な意見の一致をみ、目下双方の側で所要の手続きを進めている。

(参照)

ディロン米国务次官の訪欧について

昭34/2.28

経、総、参

1. ディロン米国务次官訪欧の目的

ディロン米国务次官は、12月7日から14日までロンドン、ブラッセル、ボン及びパリの各地を歴訪したが、諸情報を綜合するにその目的は次の3点につき、英、EEC、独、仏の各首脳と意見の交換を行うことにあつたものと思われる。

(イ) 欧州各国の対米貿易自由化問題

(ロ) 低開発地域への西欧諸国の援助を調整し、かつ強化する問題

(ハ) EECとEFTAとの対立打開問題

これら3点は、いずれも直ちに結論が出しうるような性質のものではなく、ディロンも勿論結論を出すために今回の訪欧を行つた訳ではないが、話合いは双方にとつて一応

満足すべき進展をみせた模様であり、その一つの成果としてその後パリで開催された西欧4巨頭会談の経済コミュニケ（12月2日発表）が発表せられ、その中で述べられたように、これらの問題を討議するため仏、独、伊、蘭、白（以上EEC代表）、英、スウェーデン、デンマーク、ポルトガル、スイス、（以上EFTA代表）に米加及びギリシヤを加えた13か国の非公式会議が1月3日にパリで開催されることとなつた。

これらの諸問題の推移如何は、もちろんわが国の対外経済政策の進め方に重大な関係があるのでディロンの訪欧に関する在外公館からの報告、新聞報道等を総合し、その概要をとりまとめれば、以下のとおりである。

2. ディロン次官訪欧の背景

ディロン次官は前記のとおり、西欧4ヶ国訪問の際英国ではエイモリ蔵相、モードリング商相、ベルギーではウイユー外相、ハルシュタインEEC委員長、西独ではアデナウワ

一首相、エアハルト経済相、フランスではミュルヴィル外相、訪仏中のEFTA代表団、OECD事務局長等と会談した。

今回のデイロン次官の訪欧には次のような政治的及び経済的背景が存したものと観測されている。

(イ) まず政治的背景としてはヨーロッパにおける二つの経済ブロックの対立は、ヨーロッパの政治的団結を弱化するのみならずNATO加盟の15カ国の中10カ国が二つのブロックのいずれかに属していることによりこの経済的分裂がNATOの政治的団結にも亀裂を生ぜしめる惧れがあつたこと。

(ロ) 次に経済的背景としては二つのブロックは、それぞれ米国の欧州向け輸出に対する不当な差別をもたらすおそれがあり、又両ブロックが下手に結合すると13カ国が一致して米国商品の差別の方向へ進むことも予測しうるので、この両ブロックの対立を傍

観し得ない事態に立ち至つていたこと。特に米国が最近輸出の不振、大量の金の流出等の理由により国際収支の大幅な赤字に見舞われているので、議会对策からも、欧州の対米差別には早急に手を打つ必要があり、また、米国が今日まで殆んど独力で負担してきた後進国援助を欧州諸国にも分担せしめる必要があつたこと。

3. デイロン次官と欧州各国首脳との間で取上げなれた諸問題

(1) 欧州各国の対米貿易自由化問題

この問題は米国にとって西欧諸国に要求する第一の問題であり、デイロン次官は、ガット東京総会における発言に引き続きさらに一段の対ドル自由化を促した模様である。以下各国における話合いの模様を略述する。

(a) 英国

英国ではデイロン次官から一段の対ドル輸入差別緩和が要望されたが、具体的

品目にまでは入らなかつたという向もあるが（在英米 国大使館経済担当官談）、他方、デイロン次官は英国の最近の対ドル自由化措置について満足の表を表明すると共に未だ輸入制限の残存しているグレープ・フルーツ、果物罐詰、リンゴ、ナシ、医薬品、合成ゴム及びタバコを挙げ、その自由化を促したが、英国はこれらの品目を直ちには自由化しえない旨の説明を行うと共にその自由化の可能性をさらに検討する用意があるという英側の見解を伝えたともいわれる（英紙報道）。

(b) 仏国

フランス政府はデイロン次官との会談において次の如き内容の言質を与えた（仏外務省経済協力統合部次長ブリュネ参事官談）。

(E) 仏は対ドル輸入の差別待遇を極めて近い将来に撤廃する予定で、年内にて

も発表されるかも知れない。(事実、この撤廃措置は12月24日に発表され、O E E Cとドルは同一待遇となつた)。

(II) 対欧州およびドル地域輸入を半年毎に自由化し、2年以内には少くとも工業製品輸入の完全自由化を実現する。

(III) 但し、E E Cの対外共通関税中、G表品目の関税率決定は簡単にはゆかないので今直ちに自由化の言質を与えることはできない。

ディロン次官はその際E E CとE F T Aとの対立あるいは両者の下手な妥協が米国の不利となることのないよう十分な保障を求めたようである。

(C) 西独

ディロンの要望に対し、独側より今後ともドル輸入の自由化により米の国際収支の赤字減少に資するべく、その他前年

度 1 億 5 千万ドル支払った後現に 8 億ドル残っている対米負債のうち、2 億ドルを繰上げ支払い用意ある旨述べた由である（独某高官談）。

(四) 低開発国援助問題

デイロンはこの問題に関する考え方として米国は低開発国援助を削減する意向をもっていないが、最近の米国の国際収支の赤字と繁栄しつつある欧州経済の現状にかんがみ、欧州も応分の負担をして援助総額をふやすべきであり、その際資金の効率的運用を図るため、バイラテラルな援助の調整を行うなんらかの機構も必要となろうと述べた模様である。但し、デイロン自身もまだ具体案をもつておらず各国の意見をきいてワシントンに帰ってから案を練る模様であった（英国ゴアブース外務次官代理談）。

デイロン次官の要請に対して具体的ではないが、ともかく協力の言質を与えたのは

西ドイツだけであり、各国の意見も西独の積極的寄与を期待する点において一致していた（英大蔵省担当部長談）。他方、英国は英連邦諸国への援助、仏国はアルジェリア及び仏領アフリカ援助で手一杯であることを理由に援助額をふやすことについては消極的であつた模様である。但し、援助調整のための機構問題については各国とも真剣な考慮を約しこれがパリの非公式会議となつたことは前述のとおりである。

ただディロン訪欧中の注目すべき動きとしては、米英独の著名銀行家より成る非公式ミッションのインド派遣問題がある。

これはかねて英国政府がブラック世銀総裁にサジェストして主要国の銀行家にインドの第3次5カ年計画があまり具体的に固まらぬ中にその経済建設状況を視察せしめ適当な助言を与えることが必要であると説いたことから実現の運びとなつたものであ

る〔英ゴアブース次官代理談〕。民間銀行家が派遣されることになつたのは、政府が表面に出ることはインド政府に対しても好ましくなく、また、第3次5か年計画にコミットした形になるのも望ましくなかつたからである。メンバーは英ロイズ銀行頭取のオリバー・フランク氏、ドイツ銀行総裁のアプス氏、米チエーズ・マンハッタン銀行頭取のマックロイ氏〔又はデトロイト銀行頭取のドッジ氏〕で第1級の国際銀行家から成つてゐる。

次にディロンの考え方に対する各国の反応振りを国別に詳しく詳細に見れば以下のとおりである。

(a) 英国

バイラテラルな援助の調整のための機構の必要性に関するディロンの提案に対し英国は各国政府レベルの調整は必要だが、現状以上に新しい機関を作る必要はなく I D

A を使用すればよいという見解を示した。

米国が近頃後進国援助に急に熱心になつてきたのは対議会对策上、欧州諸国もこれだけ熱心だから米国も熱を入れなければならないと説得する必要があるからだとみている。(英ゴアブース外務次官代理談)。

但し、デイロン次官の英国の積極的寄与の要請に対しては英国は依然として英連邦諸国に対する援助の負担が重いことを訴えるとともに、低開発国の経済援助の中心となるのはインドであることを強調し(英大蔵省担当部長談)、さらに経済援助が「ヒモツキ」にならぬよう各国が注意すべきであり、D・L・F は米国商品の購入を条件としているので好ましくない点を指摘し今後の援助の先例とならぬよう希望した(英紙報道)。

また、英国はデイロンに対して米国が
O . E . E . C に積極的に加入し、O .
E . E . C を強化して低開発国援助の綜
合調整の場とすることを提案した模様で
ある。

(b) 仏国

フランスは、前述のとおりアルジェリ
ア及びアフリカ援助で手一杯であることを
強調して、援助の増額には消極的であ
つた。ただ、機構についてはフランスは
上記の英国の提案たる O . E . E . C 方
式には余り乗り気でなくドゴール大統領
の持論たる米国と西欧のみならずソ連を
も加えた低開発国援助の世界的機構を説
いた（英紙報道）。これに対し、デイロ
ンは世界銀行が諸投資計画を調整しうる
立場にあり、かつ受益国も援助に関し発
言をもちうるので世銀をして低開発国援
助の取扱機関たらしめたいと述べた。結

局フランスは資金をもっている欧州諸国から構成されているという意味でO・E・E・Cを本件討議の場とすることに同意した（仏外務省ブリュネ参事官談）

(9) 西独

ディロンは米国は援助を減らす意向はないが、繁栄しつつあるドイツは援助をふやすべきであり、殊にインドは中共と張り合っており、最も大事な国であるから大いに援助の必要がある。また援助国の間では緊密な協力が必要であり、日本も未開発国に巨額の賠償を支払っているのであるから当然参加させるべきである。

しかしてこの協力のためには世銀もIDAもOEECも不十分であり、援助国間に特別の委員会を作り、定期から随時協議を行うべきであると力説した。これに対しアデナウアーはトルコ・ギリシャ及びアフリカが大切であり、ドイツとし

てはインドにもすでにかなり援助を与えている旨を述べ、エアハルトはドイツはすでに社会生産の1パーセントを後進国援助のために使用している（米国は1.4パーセント）と述べたといわれる（西独某高官談）。

(b) E . E . C と E . F . T . A との対立打開方策

この問題に関してもディロンは訪欧中具体的な打開方策を提案し、ないしは発見したわけではないが、ディロンと西欧諸国が次の諸点につき認識を深め、米国がE E C と E F T A の対立打開に積極的努力を払う決意を固めたことは注目すべき成果であると思われる。

(I) ディロンが欧州の二つの経済ブロックの対立は当初考えられていた程根本的に調整不可能なものではないという認識に達するとともに、ガットの枠内における解決を真剣に考えるに至ったこと。

(II) 英国が E E C との調整に積極的であり且つ E E C との調停者としてディロンが最も適任な第三者であると認めたこと。この点についてはもともと米は E E C と E F T A との調停の役目を引受けるつもりはなかつたが、英国等と話し合いを行っている中に本問題に引きづりこまれてしまったという見方もある（仏外務省ブリュネ参事官談）。

(III) ディロンは E F T A に対し E E C ほどの enthusiasm を示さなかつたものの、E F T A がガット規約の下で合法的であることを認めたことは E F T A 諸国にとつては大きな収穫であり今後の話し合いが容易になつたこと。

次に本問題に関する各国での話し合い振りを略述すれば以下のとおりである。

(2) 英国

英国政府はディロンに対して、E . E . C 諸国が疑っているように、英国は E . E . C の振興をこころよく思っていないと伝えられているのは誤りである点を強調した。E . E . C と E . F . T . A との調整は具体的には論じられなかつたが、ディロンは米国としては E . F . T . A と E . E . C との話合いはガットの規約に反しないかぎり異存はない旨を述べ、且つディロンは7カ国が共同で交渉しても仲々交渉が進捗しない場合には、1 国が独立して交渉を行い、その成果を最恵国待遇により他の諸国に均霑させるようにしてはどうかと述べた。これに対して英国は7カ国が個々に交渉するのでは立場が弱くなるので7カ国が一団となつて6カ国と交渉することとしたいと述べた。

(ゴア・ブース外務次官代理談)

又ディロンはE・F・T・Aの20%の関税引下げ措置がE・E・Cの関税引下げの場合と同様域外諸国に均霑せしめる可能性について打診したが英側は別段意思表示を行わなかつたものの極めて困難なように見受けられた。(在英米国大使館経済担当官談)

(b) 仏国

仏側よりEFTAは合法的なものと認めガットにおいては原則としてこれを攻撃するような態度はとらぬ旨を述べ次いで、6カ国と7カ国とのいわゆる対立の問題は、欧州だけで解決を図るべきでなく、世界的観点に立ち調整を図るべきものであると述べた。もともと、米としては、この両ブロックの仲裁者になるつもりはなかつたが英国と話し合っている中にこの問題に引きずりこまれてしまった感が

あり、ディロンは、米がO E E Cの正式メンバーになり、解決を図ってはどうかと思うとの話があつたが、仏はこれは現実的ではないと思う。ディロンはまた、この問題には大がかりな会議は不向きであり、内々で話し合いを行うべきであるともいつていた（仏外務省ブリュネ参事官談）。

(c) 西独

ディロンはE E Cが農産物輸入については各国税率の算術平均よりも低い税率をとることを強く希望し、ハルシュタインもこれに同意した旨述べた。またE F T AはE E Cの如く政治目的を有するものではないので、そのやり方については、嚴重にガットの規定により判断すべきである旨、大西洋自由貿易地域案は米国としては、ラテンアメリカ及び日本との関係上賛成し難く、時期尚早である旨を述

べた。これに対し、エアハルトも当初考えられたような大西洋貿易地域案は、今や考えられない旨を言明した。なおエアハルトは、世界工業国の間には通商政策上不適當なガットの規定に盲従することなく、多少の差別待遇を行う必要もあるべしと述べたが、ディロンは、これに賛成しなかつた。（西独某高官談）

経済局関係

対米綿製品の輸出調整措置について

(藤山大臣渡米資料)

(昭35.1.8)
経 米

(応答要領)

1. 対米輸出の大宗をなす綿製品についてわが国が秩序ある輸出の実施と日米貿易の大局的見地から5カ年にわたる輸出調整措置を実施していることは御承知のとおりである。わが国はこの調整措置の終了する62年以降においてもこのプログラムに盛られた精神にのっとり、輸出を継続したい所存である。
2. しかしながら、最近わが国の規制の間隙をぬつて、香港、インド、パキスタン等からの輸出が増大しつつあるに対し、わが国のみが長期にわたり輸出数量が釘づけにされていることは、わが国業界としても堪え難いところである。
3. 最近、香港が貴国政府の要請を容れ、自主規制にふみ出したことは、わが国の歓迎する

ところである。しかし伝えられる香港案の内容は

(1) 毎年の増枠があらかじめ規定されており、しかも3カ年にわたって合計35%の増枠を行うようになつてゐることは、わが国の場合3年目によりやく6%の増枠が認められたのに比べ、有利となつてゐる。

(2) また規制対象品目が綿製品の一部（衣料品）に限られ、かつ、その輸出の増加した59年を基準としている点においても、わが国の場合と異つてゐる。

4. さらに最近繊維産業諮問委員会は綿製品のみならず、すべての繊維品について輸入制限措置をとることを勧告しており、かかる勧告は貴国政府においてもとりあげられないものとは信ずるが、もし万一このような措置がとられるならば、わが国の自主規制の努力が水泡に帰すものといわなければならない。

かくては業界の政府に対する信頼も失われるのみならず、綿花その他輸入の自由化に努

力しているわが方の熱意を失わしめる結果となる。

ついては、わが方の立場が十分尊重されるよう希望する。

マツカーサー大使書簡（仮訳）

（1959年12月18日付佐藤大蔵大臣あて）

米政府がその早期解決に重大な関心を示している未解決のガリオア債権について申し上げます。

12月16日、大使館は、去る5月日本政府から大使館にあてた質問書に対する米政府の回答を外務省に手交しましたが、日本政府の要求をできるかぎり満たすように回答を作成するにあたって多大の努力が払われたのであります。

アンダーソン長官とデイロン次官が去る10月ワシントンで貴下にお話ししたように、米国が放棄しようとしている債務額の割合（総額の $\frac{2}{3}$ 、すなわち10億ドル以上）は極めて大きい額でありますから、質問書に対するこの回答次第で債務額や債務処理の条件がきまるようなものではないと米国政府は考えております。

私は、本件の国会提出に慎重を期する必要があることは認めますが、日本政府へ提供した文

書は、債務処理のための望ましい基礎としてドイツ連邦共和国政府が受諾したものと細部に至るまでひとしいということを銘記してほしいと思います。

(ドイツの処理協定とドイツ連邦議会に提出された提案理由(1)説明の写は質問書に対する米国の回答と一緒に外務省に提出されている)

ドイツ連邦議会に提出された提案理由説明は次のとおりであります。

“ガリオア援助については不十分な記録しかないので、ドイツ代表団は、米側数字の正当性を予算法及び米国会計検査院の記録を手懸りとして大要の検討を加える外なかつた。その結果は、協定付属計算書に明記されている。純援助最終総額約3.0億/300万ドルは、後になつて、協定書の前文の中に採用せられるに至つた。”

貴政府に提出した資料は現在、文書によつて入手できる全てを示していると確言できます。解決への次の段階はこの長期にわたる債権を最終解決に導くような交渉の下地を供しうる最終提案を、日本政府が作成することにあります。

デトロシ次官はワシントン帰着後、私とこの問題に関して話合いましたが、その時彼は再び早急なる解決に重大な関係をもつていることを強調しました。彼はガリオアの最終調印は安保条約の国会承認まで待つが、「極秘の重要会談」を可能な限り早急に開始できることを熱望しているといくり返しました。

私はいつでもこのような会談の出席に応ずることができます。それ故、貴下ができる限り早くガリオアの解決案を私に示して下さることを希望いたします。

佐藤大蔵大臣書簡

(1960年1月9日付マッカーサー大使あて)

1959年12月18日付貴信に御返事申し上げる光榮を有します。

ガリオア解決の重要性については、われわれも常々関心をもっているところであり、その解決は日米間の緊密な (excellent) 関係を一層強化することに重要性がおかれるべきだということとは屢々申し上げたとおりであります。

昨年9月21日付アンダーソン長官宛書簡において私は、ガリオアに関するわが国の国民感情には極めて微妙なものがあるということを申し述べたのでありますが、帰国後の国会においてたびたび質問をうけ、ますますこの感を深くいたしました。

かかる国民感情及びガリオア援助総額の確認等に関する基礎的な諸問題を日本の国民感情に納得の行くように解決しなければ、ガリオア処理を日米友好関係の一層の増進に役立たせるこ

とはできないと思います。

したがって、今後の交渉を円滑に運ぶために
上記の諸問題を明らかにすることを議題として、
会談に先立つて両国の working level での会議
を開くことを提案します。

ガリオア問題をその所期の目的にそつて解決
するため、私は極めてフランクに別紙メモを用
意した訳であります。これに慎重な考慮を払わ
れんことを強く要望する次第であります。

1. ガリオアに関するわが国の国民感情を卒直に申しあげると、ガリオアは債務ではなく、贈与であるという感じを抱いている国民が多数あるということである。かつてガリオア援助による食糧放出に関し国会で感謝決議が行われたことも、この国民感情から出たものであつた。また終戦以来駐留軍のためにわが国が負担した終戦処理費がガリオア援助総額よりも遙に多額に上る事実を本件処理に当つて考慮すべきであるという議論が国会でなされたのも、上記の国民感情から出たものである。さらに1945年にわが国阿波丸が米潜水艦に撃沈されたいわゆる阿波丸事件は犠牲者が日本の当時の各方面の優れた人達であつたため国内国際政治からいつて極めて反響の多い重要な事件であつたが、わが国がこれに関する請求権をあえて放棄したこともまた、本件処理に関連して深く考慮されるべきであると思う。かかるわが国民感情に対し納得の行く説明を与えることが、ガリオアをスムーズに解決するポイントであろうと考えられる。

2. 貴書簡では、ドイツ方式によることを提案され、質問事項に対する回答次第でこの方式が変るものではないといっておられるが、わが国と西独との間には、極めて大きな相違があるということは、わが国民のいつわらざる気持であると思われる。

わが国と西独との相違は、例えば、次のようなものである。

- (a) ガリオア援助総額において、わが国は西独の約30億弗に対して、その約3分の2であるのに、人口はわが国は西独に比し70%も多いので、国民1人当たりのうけた利益は、西独の半ばにも達しないこと。
- (b) わが国の経済力は国民所得では西独の60%程度であり、国民1人当たりになると35%に過ぎないこと、又外貨獲得力にしても西独に比較して著しくおくられていること。
- (c) 西独においては戦前の外貨債を4割以上切捨てたが、わが国は全額を支払っている

こと。

(d) 賠償関係についても、わが国の方が負担が多いこと。

以上の諸点からみても、日本に対していたずらに西独方式をそのまま適用することは合理的ではない。日本に対しても以上のような日本の実情を考慮に入れた方式を適用されることが妥当であると考えらる。

3. 昨年私が渡米した時にも Dillon 国務次官が来日したときにも、貴方から米側提案の640百万ドルと岡崎提案の550百万ドルとの間で債務額を決めようという話があつたが、この550百万ドルの提案は岡崎外相が非公式に仄かしたものと聞き及んでおり、政府からの公式提案ではないのであるから、今後の交渉の基礎又は出発点となるような性質のものではないことをはつきり申し上げておきたい。

4. 次に1959年5月6日付当方からの質問書 (Questionnaire) に対する同年12月16日付回答 (Response) は確に入手した。この回答 (Response) は、その作成のため払われた多大の努力 (Considerable effort) にもかかわらず、不十分なものであることを申し上げなければならないのを遺憾とする。

この Response に対するわれわれの検討の結果は西独との事情の相違、ガリオアの法的

性格などの諸点とともに、いずれ working level の会合で早急にはつきりさせることが必要であると考える。

今ここに、とりあえず Response の内容につき気のついた重要な点を 2、3 例示すると

4
(a) ガリオア援助総額については、わが国会でも従来から度々突込んだ質問がなされており、この総額を明確にすることが今後の交渉の出発点であるということとは以前からしばしば申し上げているとおりである。今回の Response はその点でも極めて不十分であり、例えばわが方が質問書で要求したガリオア予算支出額の年度別物資別内訳等に対する回答が示されていないので現在の回答のままでは総額の確認は不可能といわねばならない。

(又、貴書簡ではガリオア援助については不十分な記録しかないので、ドイツ代表団は、支出法を基礎としたアメリカ側の数字とアメリカ会計検査院の記録の正確さを調べるやり方をとつたと言われているが、従来日本に提供された程度の文書では、たとえばそれが貴書簡で述べられているようにドイツ連邦共和国政府が受諾したものと細部

に至るまでに等しいとしてもわが国民感情を納得させることは困難である。まして西独に提供した米国会計検査院の記録 (records of american auditing authorities)

をさえもわが方は受け取っていないという状態である。

(b) わが方の counter claim について貴方は、ガリオアと関連がないということを屢々強調しておられるが、わが方としては、この際、懸案の諸クレームをガリオア処理と同時に処理したいと考えていること

5. 本件につき、支払を行うこととなつた場合、その支払資金を、たとえば、東南アジア開発のための資金として使用することを、国会等においても、強く要望された。これは、従来私がくりかえし表明してきた要望であります。

(岸総理訪米会談資料)

在米資産の返還問題

3.5.1.1.1

アメリカ局

1. 在米資産の返還問題に関する詳細は別添資料のとおりである。即ち第二次大戦中米国における日独の資産は個人の資産もすべて対敵取引法により接収され、わが国は平和条約(第14条)により前記資産に対する請求権を放棄している。一方数年前より米国において私有財産尊重の建前ない至日独との友好関係促進の見地からこれら個人の資産はその所有者に返還すべきであるとの動きがあり米議会の毎会期に全面的ない至一部返還に関する各種法案が提出されてきたが米国人に対する補償の解決が先決問題である等種々これに反対する主張もあり毎回成立に至っていない。

2. 最近在米大使館の入手した情報によると客年12月行われた首脳会談の後アデナウアー首相がアイゼンハワー大統領と会見した際

同首相は重ねて在米ドイツ資産返還要請を行いその結果米独間の協定の形で（解決案は米側デイロン国務次官ドイツ側外務次官、駐米大使三者が協議作成する）今米議会中に上院の承認を得ることを目途としている由である。（在米大使報告別紙のとおり）

3. 在米日本資産の返還についても米議会の立法措置を期待することは不可能を望むことであり、上記の承認のみで済む協定の形式をとることが現実的である。

なお日本もかような協定を結ぶとすれば大統領の任期中に行うことが最も有利であり、しかも今年は選挙の関係上議会は7月早々に閉会されるので、かような協定通過に少なくとも1ヶ月を要することからみても5月中に調印できるところまで運ぶことが肝要である。そのためには岸総理が大統領と会見する場合にこの問題を提起することが本件促進のために適当であろうとの意見を在米大使より具申して来ている。よつて情況により(たとえば先方よりガリオア問題が提起されたとき)下記要領にて本件解決の促進方を要請することといたしたい。

記

最近在米独資産に関しては米独協定の形式で

返還策が講ぜられるやの情報に接しているが、在米資産に関しては従来から我方は日独双方を平等に取り扱うよう要請して来ているところであり、ドイツ資産のみにつき返還協定が成立し日本側に対する返還が行われなないとすると国内でも問題となり政府も窮地に立つおそれがある。

ついでに米政府が日本の在米資産についてもその返還につき充分考慮されることを切望する。

(日本資産に関しては、対日関係戦時補償にかなり充当されているため財源がない等の問題に言及された場合、日独資産は従来よりプールされて処理されてきたことでもあり、又私有財産尊重ないし日独との友好関係促進の見地からすれば、日独資産の取扱いに差別が生ずることは納得し得ない旨を反駁することとする。また個人の Hardship cases も相当あり本件資産の返還が実現すれば日米友好関係の促進に資すること大なるべき旨附言する。)

昭和35年1月9日付電信写

藤山外務大臣あて 在アメリカ合衆国朝海大使発

在米日本資産の返還に関する件

第82号(大至急)

1. 1955年以来在米、日・独資産全額の返還法案の通過を促進しているオーリン・ジョンストン上院議員の側近者(先方の要請により特に名を秘す)が8日鈴木に語つたところ次のとおり。

(1) 12月に行なわれた4カ国首脳会議の後でドイツのアデナウアーがアイゼンハワー大統領との会見において在米ドイツ資産返還要請を行なつた結果、本件は米国側ジョン國務次官、ドイツ側外務次官および駐米大使の3者が協議して作り上げる解決案によつて解決するという合意に達した。この解決案は米・独間の協定の形をとり、今米議会議会期中上院の承認を得ることを目途と

している。

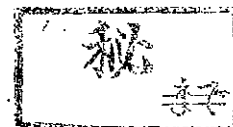
(2) 在米ドイツ資産返還を米・独間の協定の方式によつて解決せんとするに至つた理由は、従来の米議会対策の経験からみて在米接收資産返還の法律について下院の承認を得ることは全く不可能であるという見通しとなつたためであり、もし協定の方式をとれば上院の承認のみで済み、従来の経験からみて上院の7割以上は支持するものと考えられるからである。

(3) 在米日本資産の返還についても米議会の立法措置を期待することは不可能を望むことであり、上院の承認のみで済む協定の形式をとることが現実的である。なお日本もかような協定を結ぶとすれば大統領の任期中に行うことが最も有利であり、しかも今年は選挙の関係上議会は7月早々に閉会されるので、かような協定通過に少なくとも1カ月を要することからみても5月中に調

印できるところまで運ぶことが肝要である。

そのためには岸総理が大統領と会見する場合にこの問題を提起することが本件促進のために適当であろう。

2. 本件取扱いぶりについては総理および貴大臣御来米の節御方針を承るべきも、前記とあえず情報として電報す。



昭和34年11月16日

米北資料第59-30号

在米接收資産返還問題に
関する件

米北
(59)
30

アメリカ局北米課

目次

1、従来の経緯	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1
2、本年の米国議会における在米 接收資産関係法案提出状況	〇 〇 〇 〇	2
(1) 全面返還を規定したもの	〇 〇 〇 〇 〇 〇	2
(2) 個人に対する返還を規定したもの	〇 〇	3
(3) 商標権、著作権の切離返還を規定したもの		3
(4) 被接收後米国籍を取得した者らに対する返還を規定 したもの		4
(5) その他	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	5
3、在米接收資産返還に関する問題点	〇 〇	6
(1) 米国議会の動向	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	6
(2) 米国政府の態度	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	7
(3) 日独間事情相違の問題	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	8
4、今後の見通し	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	10

付 属 別 表

- 1、國別在米接收資產表
- 2、種類別在米接收資產表
- 3、在米接收日本資產表
- 4、在米接收日本資產關係增減表

1、従来 の 経緯

第2次大戦中対敵取引法 (Trading with the Enemy Act) に基き、米 国 政 府 に 接 収 さ れ た 在 米 資 産 は、1946年3月に行われた同法一部改正によつて戦時中も引続き米 国 に 滞 在 し た 旧 所 有 者 対 し、そ の 返 還 が 行 わ れ た ほ か は、わ が 国 の 場 合 対 日 平 和 条 約 第 14 条 に よ り (ド イ ツ は 1945年パリ賠償協定第6条により) そ の 処 分 権 が 米 国 に 委 ね ら れ た ま ま 現 在 に 至 つ て い る。

しかしながら1954年頃より米 国 内 に お い て 私 有 財 産 尊 重 の 立 場 か ら な い し は わ が 国 (及 び ド イ ツ) と の 友 好 関 係 促 進 の 見 地 よ り、在 米 接 収 資 産 を 返 還 す べ し と の 声 が 起 り、1954年7月19日 (第83米 国 議 会 第2会期) 上 院 司 法 委 員 会 は、同 委 員 会 対 敵 取 引 法 小 委 員 会 の 勸 告 に 基 き、こ れ ら 被 接 収 資 産 の 全 面 返 還 を 骨 子 と す る 法 案 (ダ ー ク セ ン 法 案) を 可 決 し、こ れ を 上 院 に 送 付 し た が、審 議 未 了 に 終 つ た。

前記ダークセン法案を嚆矢として在米接収資産問題を処理せんとする各種法案が毎米 国 議 会 に 提 出 さ れ る に 至 つ た。こ れ ら 法 案 に は 全 面 返 還 を 規 定 し た も の、個 人 対 す る 全 面 的 な い し 一 定 限 度 の 返 還 を 規 定 し た も の、被 接 収 後 米 国

籍を取得した者らを対象として返還を規定したものなどのいわゆる返還法案のほか、単に米国人の戦時補償に充当せんとするもの、接收資産の清算金を投資してその利息を米国復員軍人の子弟の奨学資金に利用せんとするもの、戦死した米国軍人の両親らを収容するための養老院を建設せんとするものなどがある。しかしそのうち議会を通過したものはなく、結局本件は未解決のまま今次第86議会に持ち越されていた。

2、本年の米国議会における在米接收資産関係法案の提出状況

本年の米国議会、すなわち第86議会第1会期に提出された法案を内容別に分類すると下記のとおりであるが、同会期は9月15日閉会となり、これら法案は審議未了のまま明年の同議会第2会期に持ち越されることとなつた。

(1) 全面返還を規定したもの

ジョンストン法案 (S.672)

ウェンライト法案 (HR.5636)

ヴァンザント法案 (HR.1372)

前記3法案はいずれも在米接收資産を特殊な例外(共産圏諸国関係資産等)を除き、全面的に返還する旨規定している。もつともこの場合、在米資産は接收後の管理費用その他

の経費を控除され、かつ、米国人が第2次大戦中日独などによつて抑留ないし捕虜にされたため蒙つた損害に対するいわゆる戦時補償（但し人的損害に対するもののみに）に充当されてきたため、全面的に返還するとすればかなりの不足に直面することとなるわけであるが、前記法案はその不足分について戦後の日独に対するガリオア援助の返済金を充当する旨記している。

(2) 個人に対する返還を規定したもの

ヤング法案 (S 744)

ブリースト法案 (HR 6730)

これらの法案は私有財産尊重の見地から個人財産のみを返還することを規定している。

なお、前議会において個人に対し1万ドルを限度として返還を規定したハリス法案（政府案）は今議会には姿を変えて後述のごとき商標権、著作権の切離返還法案として提出された。

(3) 商標権、著作権の切離返還を規定したもの

ハリス法案 (HR 6894)

在米接收資産のうち商標権、著作権等を一般資産より切離して返還せんとする新らたな法案で、これは政府案である（HR 6894に見合う政府法案は上院には提出されないままになつている。）。

商標権及び著作権は他の一般財産権とは性格

を異にし、被接收者は自己の権利の使用に対して米政府に使用料（ロイヤリティー）を支払わなければならないという不合理があり、また対日平和条約（第 14 条 (a) (V)）においては、接收された前記諸権利を好意的にとり扱う旨規定されている。

かかる商標権及び著作権の特殊事情を考慮し、米政府としては国務省が中心となつて他の一般資産の返還が容易に実現を期待し難い現段階において、とりあえず本件財産権のみを切り離して返還せんと意図したものと認められる。

(4) 被接收後米国籍を取得した者らに対する返還を規定したもの

バイブル法案 (S 531)

ランガー法案 (S 664)

リース法案 (HR 4869)

これら法案は、戦時中戦後を通じ米国籍を保有していた者、財産接收後米国籍を取得した者、婚姻により米国籍を喪失したが、その後米国籍を恢復した者に返還の対象を限定せんとするものである（かかる法案が実現してもわが国に対する実益はきわめて少い。）。

(5) その他

以上掲げた諸法案は、在米接收資産を全面的ないし部分的に旧所有者に返還せんとするものであるが、そのほかに下記のごとく在米接收資産を返還することを規定しない法案も多数提出されている。

- (イ) 在米接收資産を米国人の戦時補償（物的損害に対するもの、人的損害に対するものは既述のとおり支払済み）に充当せんとするもの。

ワイリー法案 (S 2005)

ハリス法案 (HR 2485)

ディンゲル法案 (HR 6519)

ストラットン法案 (HR 7388)

アシュレイ法案 (HR 5807)

ドリンジャー法案 (HR 6462)

注 1、前記ハリス法案 (HR 2485) も政府案で、これは商標権、著作権の切り離し返還法案たるハリス法案 (HR 6894) と同一議員の提出になるものである。

注 2、既述返還法案の大部分は米国人の戦時補償に充当することも併せ規定している。

- (ロ) 在米接收資産の清算金を投資して米国の復員軍人の子弟の奨学資金に充当せんとす

るもの。

スメザース法案 (S105)

(イ) 戦死した米国軍人の両親らを收容するための養老院を建設せんとするもの。

ヘニングス法案 (S1963)

3. 在米接收資産返還に関する問題点

(1) 米国議会の動向

従来本件を審議してきた上院司法委員会において可決され、本会議に送付された返還法案は下記3件である(但し前述のとおり本会議ではいずれも採択されていない。また下院州際外函通商委員会が可決した法案はない。)

(イ) ダークセン法案 (1954年第83議会)

(ロ) ジョーンストン法案 (1956年第84議会)

(ハ) バイブル法案 (1958年第85議会)

このうち(イ)、(ロ)の2法案は、全面返還法案で、(ハ)は被接收後米国籍を取得した者らに対する返還法案である。

今次第86議会第2会期における本件関係諸法案の審議がいかに進展するかは予測し難いが、本年の第1会期においては、全面返還法案たるジョーンストン法案(S672)は提案者ジョーンストン自身が司法委員会対敵取引法小委員会の委員長であることも関連し、かな

り審議の重点がおかれていた感がある。

一方今会期の下院においては、政府案たるハリス法案がかなり論議された模様である。

米国議会の両院における審議の重点の相違は、今後の本件解決に当つて一つの問題点となることは明らかである。

(2) 米政府の態度

本件に関する米政府の態度としては、まず第／＼に国務省、財務省、法務省などの関係省がそれぞれの立場において意見を有しており、各省の意見は必ずしも十分調整されるに至っていないと思われることである。

国務省は前議会においては個人資産／＼万ドルを限度とする返還法案を支持しており、依然このような返還推進の立場にたつものと思われるが、関係省との意見の調整のつかぬまま今回は商標権、著作権の切離返還を支持するに止めている（下院にハリス法案が提出されたことは前述のとおりである。）。

一方法務省筋は、米国人の戦時補償問題をまず解決せんとする基本的態度をとっており、今議会においてもハリス法案（HR2485）とワイリー法案（S2005）（内容はいずれも同じ）を支持する旨意思表示するとともに、一

方ジョ・ンストーン法案等の全面返還案に対しては、自国民よりも旧敵国人を優遇する結果になるとして反対の態度を示している（6月/8日上院対敵取引法小委員会における法務省外国人財産局長証言）。

(3) 日独間事情相違の問題

在米接收資産の返還問題に関しては、従来米政府は日独とも同一の取扱いをしていたところ、昭和32年7月3/日米政府は、「1958年の議会においてすみやかに新たなドイツ資産返還法案を提出する予定である。」旨言明する一方、日本の資産については、「これが最終的解決案を1958年の会期に提出しうることを希望する。」というにとどめた（もつともかかる日独関係法案は周囲の事情により提出されるに至らなかつた。）。

わが国としては諸方面を通じて、この問題につき日独両国を差別する理由なき旨強調しているが、米側は下記のような点を指摘して、将来本件解決を考える場合、実際問題として日独間に取扱いの相異もありうべしと仄している。

- (1) ドイツ資産については、接收時の価格よりも価値がその後増加する勢にあるに反し、

日本資産の場合は逆に減少の傾向にあること（別表／参照、なおドイツ資産値上りの理由は不動産株式が多いことによる。）。

(四) 日独接收資産はプールされ、逐次清算の上戦時補償基金（War Claims Fund）に払込まれ（1958年6月末現在2億2,500万ドル）、米国人の戦時補償に充当されているが、その支払いは対日関係が対独関係よりもはるかに多く、対日関係補償は在米日本資産価格を超え、その不足分にはドイツ関係資産の清算金が充当されていること。

(五) 全面返還を仮定した場合、不足額は日独のガリオア返済金を充てることが諸法案で提案されているところ、ドイツがガリオア援助の返済に関し取極めているのに、わが国は未だこの問題を解決していないこと。

今議会においては、日独を差別する法案はでていないが、国務省の法律顧問が米国人に対する戦時補償を規定したハリス法案に関する証言において、来るべき問題としてドイツ資産の返還にふれた際、日本資産の返還に関しては、対日関係戦時補償額が在米接收日本資産額を超える事実を指摘して、暗にこれを支持せざるがごとき証言を

行つたので、日系市民協会は「好意的に
(as a matter of grace)」返還せんとするの
に、日独兩國を差別するいわれはない旨を
反駁した経緯がある。

4、今後の見通し

前述のごとく米国第86議会第1会期は去る
9月15日幕を閉じ、同会期に提出され、審議
未了のままとなつた前記諸法案は、明年1月開
会される同議会第2会期において継続審議され
るわけであるが、来会期においてこれがいかに
進展するかは予測し難い。

また最近の一部情報によれば、エアハルト西
独副首相は去る9月訪米の機に國務省高官と本
件に関する話合いを行い、その結果ドイツ側は
外交チャネルを通じて本問題の解決を図らんと
しているもののごとくであり、その内容につい
ては詳らかでないが、今後とも成行を注目する
ことが必要と思われる。

いずれにしても、わが国としては講和条約の
立場を守りつつ、一方私有財産尊重と日米友好
関係の見地からこれが返還実現のため種々対策
を講じて行くことは勿論であるが、その返還実
現については、前記諸事情にもかんがみ、樂觀
は許されないものと思われる。

別表 /

国別在米接收資産表 (単位1,000ドル)

国名	接收時資産額	(%)	1958年6月 30日現在額	(%)
日本	65,969	16.8	35,721	9.4
ドイツ	297,150	76.0	341,476	89.6
イタリア	15,882	4.1	836	0.2
ハンガリー	2,920	0.7	1,079	0.3
ルーマニア	1,119	0.3	614	0.1
ブルガリア	645	0.2	455	0.1
占領地域	7,435	1.9	1,028	0.3
計	391,120		273,439 (注1)	

(注)

- 1、国別に割当てられない行政費及び戦時補償基金繰入額107,770(千ドル)を控除している。
- 2、本表数字は米凶法務省外国人財産管理局 / 958年度年次報告書による。以下諸表も同じ。

別表 2

種 類 別 在 米 接 収 資 産 表 (単 位 1,000 ドル)

種 類	接 収 時 資 産 額	1958年6月 30日現在額
現 金	—	130,522△
企業利潤	171,616	117,106
特許権、著作権、 商標権使用料 (接收前発生分)	12,293	—
不 動 産	8,835	1,127
動 産	110,420	5,045
遺産及び信託財 産収入	87,956	19,639
計	391,120	273,439△

△ 別表 1、注 1 参照

別表 3

在米接收日本資産表 (単位1,000ドル)

種 類	接收時資産額	1958年6月 30日現在額
現 金	—	31,311
企業利潤	53,245	3,399
特許権、著作権、 商標権使用料 (接收前発生分)	3	—
不 動 産	1,927	23
動 産	9,801	925
遺産及び信託財産収入	993	63
計	65,969	35,721

別表 4

在米接收日本資産関係増減表

(単位 千ドル)

接收時の金額	65,969
増加分 (1958年6月30日まで)	
遺産及び信託財産収入	68
動産、不動産収入	2,914
保護管理協定に基づく外国政府 よりの収入	2
計	2,984
減少分 (同上期間)	
企業利潤の純益再評価	91
動産、不動産再評価	13,760
非敵性人に対する返還	5,716
債務請求支払額	825
戦時補償基金への繰入	6,675
特殊財産に振当てられない直接経費	1,013
財産保全行政費	5,152
計	33,232
差引1958年6月30日現在額	35,721

(ハーター国務長官との会談要領)

宇宙科学技術に関する日米協力

(昭35. 1.11 国科)

1. 宇宙科学技術の開発に関し貴国の協力をう
るため、かねて在米大使館を通じ貴国務省に
申入れていたところ、最近貴国政府は日~~本~~^米の
協力強化の趣旨に賛成である旨の回答をえた
ことは喜ばしい。

本件の具体化については引続き事務当局間
において話合を進めることとしたが、貴長官
の理解ある協力を期待する。

2. 気象に関する日米間の共同研究、観測につ
いては、従来とも貴国の積極的協力をえて成
果をあげつつあり、ここに謝意を表したい。
太平洋を狭んで位置する日米両国が本件につ
いて協力を推進することはきわめて有意義で
あり、今後とも一層の協力をお願いする。

なお、わが国としては、台風対策が緊急の
重要事項であるが、貴国のHurricane Projectは当
方の貴重な参考となるので、本件について貴
国の協力を特に要望する。

宇宙科学技術分野における日米協
力関係強化について米政府の意
向打診に関する件

(藤山大臣、ハーター長官会議資料)

(昭和35. 1. 11)
国 科

経 緯

1. 科学技術庁は外務省に対し、昭和34年7月宇宙科学技術に関し、日米協力関係を明確化し、できればそのためなんらかの取極を締結されたき旨を申入れ越した。
2. 科学技術庁の希望ある協力関係の内容は、同年9月に至り具体的に明らかになつてきたので、外務省は10月専門家を含む関係者会議を開催し、協力関係の設立を必要とする実情を聴取した結果、
 - (a) わが国の宇宙科学技術の効果的发展のため、先進国との協力促進の必要あること。
 - (b) 協力の相手国としては、従来から各般の分野で協力関係にある米国が適当であること。
 - (c) 米国に対しては、わが国が協力を必要とする実情を説明し、米国の協力がえられるか否

かにつき米国政府の意向を打診すること。

- (a) 米国の協力をうるため協定締結の必要あれば、協定締結の利害得失を十分考慮して、わが方の態度を決定すること。

との結論に達した。

- 3. 前記会議の結論に基き、外務省は11月初め在米大使を通じ、別紙のとおり日本側が希望する具体的協力関係を米国政府に説明せしめるとともに、同希望についての米側見解を打診せしめた。

- 4. 前記日本側の申入れに対し、米国政府は、12月初め本件について正式の協定を締結する段階になく、またその必要もないと考えるが、なんらかの実際的措置をとることは可能と考える旨中間回答し、さらに本年1月始め、

- (a) 日米協力関係強化についての日本側趣旨に賛成なること。

- (b) 政府間でなんらかのアレンジメントを行う前に科学者間で具体的にいかなる協力が可能かにつき協議を行うことが先決であると考え

えること。

- (c) 協力具体化に着手する段階として、専門家及び政府関係者の打合せを、本年ノースで開催されるOOSARの会合、日本科学者のできる限り早い機会の訪米、本年5月日本で開催されるロケット及びアストロノウティックス第2回国際会議の3段階の機会に行うことを提案すること。

- (d) 宇宙科学関係情報は大部分秘扱いでないので、日本側の秘密保護措置の問題が協力推進の障害となることはないと考えること。

を回答越した。

5. 上記米側回答に対し、わが方よりは、とりあえず日本側も両国関係者の十分の協議を望んでおり、本年4月半ばより約¹ヵ月間政府関係者及び科学者を米国に派遣可能なる旨米政府に連絡するとともに、ニースのOOSPAR会議に出席の畑中武夫教授に、米国側出席者と予備的意見の交換を行うよう連絡した。

別 紙

昭和34年11月5日付電信写

在米 朝海大使あて 藤山外務大臣発

宇宙科学技術分野における日米協力関係強化について米国政府の意向打診に関する件

科学技術庁は、わが国の宇宙科学技術を強力、かつ、効果的に発展せしめるため、責任国の適当な関係官庁との間に宇宙科学技術の各分野における協力、特に情報入手についての協力を促進したき希望を有しているところ、わが方としては、本件協力実施について機密を守ることとは不可能であり、かつ、本件協力及び協力の成果の利用を平和目的だけに限ることを前提とするが、下記の諸点に関し責任国政府の見解を求められ、結果回電ありたい。

宇宙科学技術の分野（主としてロケット、ロケットモーター、propellant、ロケット関係エレクトロニクス、space communication などを中心とする。）において次の事項に関し米国政府の協力を要望する。

イ、米国における関係分野の技術についての情報及び文献が、できるだけすみやかに日本の関係学者技術者らに供給されるよう措置すること。

ロ、わが国の科学者、技術者、学生その他宇宙科学技術に関係ある者が米国の研究機関、試験機関などで技術訓練を受けることができるよう米国政府があつせんすること。

ハ、米国政府の関係分野の研究機関、施設をわが国の政府職員及び公務員の資格ある科学者、技術者らで日本政府の推せんする者が視察できるよう便宜が与えられること。

ニ、情報交換のための専門家会議及び協力の実施につき打合せを行うための専門家及び関係官庁による連絡会議をそれぞれ年2回程度開催すること。

参考

米国の大統領選挙戦い

昭和35年1月4日

米北資料第60-1号

米国の大統領選挙戦について

アメリカ局北米課

米	北
(60)	
1	

は し が き

米国においては今秋11月8日大統領選挙をはじめ、連邦議員、州知事の1部、地方の大小公職等の選挙が行われるが、このうち大統領選挙は独特の方法で行われるので、ここにその要点を略説し、併せて大統領候補の下馬評に上る有力者をめぐる現在の情勢を紹介する。

昭和35年1月4日

アメリカ局北米課長

米国の大統領選挙戦について

1. 米国においては今秋 11 月に大統領、副大統領の選挙および上院議員 3 分の 1、下院議員全員の選挙が行われるが、そのうち大統領、副大統領選挙に伴う重要行事日程は下記のとおりである。

(I) 3 月 8 日～6 月 7 日 予選 (16 州)

(II) 7 月 11 日 民主党全国大会 (ロス・アンゼルス、約 5 日間)

7 月 25 日 共和党全国大会 (シカゴ、約 5 日間)

(III) 11 月 8 日 投票日

2. これらの行事を簡単に説明すれば次のとおりである。

(I) 予選

米国独特の制度であつて、その党の全国大会 (次項参照) にその州を代表して出席する代議員を一般投票によつて選出する遣り方であつて、3 月 8 日のニュー・ハンプ

シャー州を皮切りに16州がこの方法を採用している。これらの州のうちには代議員選出と同時に党内の大統領候補希望者に対する一種の人気投票をも併せ行うものがあり、然らざる州においても代議員の大統領候補希望者支持色別けによつて、その州がどの希望者を支持しているかが明らかとなる。

これらの予選に自己の名を出して参加することは各候補希望者が選挙戦を進める上においての要件ではなく、これに参加するや否やは各候補希望者の自由であるが、仮に多くの予選に参加していずれにおいても多数の支持票を得たとすれば、その候補希望者は抽象的な一般的人気を具体的に裏づけたこととなり、全国大会で党の正式候補指名を受ける上において有利な情勢を作り出すこととなるべく、反対に予選における成績が意外に悪かつたために折角の一般的人気を台なしにし候補に指名される機会を

失うということも考えられる。従つて、各候補希望者はどの州の予選に参加すべきかにつき選挙戦術上の秘策を凝らすと言われる。

(II) 全国大会

予選その他の方法（各州の党大会、各州の党幹部会）によつて選ばれた各州の代議員を一堂に集めて党の大統領、副大統領候補各1名を正式に指名、決定する大会である。

今年の大会の代議員は共和党が1,331名、民主党は1,521名、これに代議員代理、一般傍聴者、報道関係者等が加わり、総数数千名の大行事である。党候補の指名は代議員投票の過半数によつて決定され、ある1名が過半数を獲得するまで幾回でも投票が繰返される。

また、党政綱（ Platform ）の採択決定も大会の重要任務であつて、党の内治、外

交政策全般にわたつて詳細、具体的に謳い、選挙運動がこれに基いて進められるばかりでなく、政権獲得役も折に触れこれに道義的に拘束されることが多い。

(Ⅳ) 投票

一般有権者の投票は今年は11月8日(11月第1月曜の次ぎの火曜日)全国一斉に行われる。米国の大統領選挙は間接選挙であつて正確に云えば一般有権者の投票はその州を代表して大統領を選出すべき大統領選挙人団としていずれの党の選挙人団を選ぶかを定めるため投ぜられるものであるが、各党の大統領、副大統領候補は既に全国大会で決定しているのであるから、各党が獲得した選挙人団を集計することによつて、大統領選挙の結果はこの一般投票時に判明する訳である。

3. 米国憲法は大統領の3選を禁止しているため現に2期在任中のアイゼンハワー大統領は今年の選挙には立候補出来ない。従つて共和党側は同大統領の個人的人気を頼りとする事が出来ず、新顔候補者をもつて選挙に臨まなければならないが、一般に有力な立候補希望者と目されている者は、共和党側ではニクソン副大統領、ロックフェラー、ニューヨーク州知事、民主党側ではスティーヴンソン前回大統領候補、及びケネディー、ハンフレー、サイミントン、ジョンソン各上院議員等がある。

このうちロックフェラーは去る12月26日大統領選挙戦に立候補しない旨を声明したが、最後の段階における翻意、ないしは党内多数者による引張り出し(draft)等のことも考えられ、未だ全然選挙戦の圏外に去つたとは見られない。

他方民主党側においてはハンフレー上院議

員が12月30日、ケネディー議員が1月2日それぞれ立候補の意思を声明した。下馬評に上る主な者について略述すれば次のとおりである。

(1) リチャード・M・ニクソン (Richard M.

Nixon) はカリフォルニア州出身で本年47才、1946年から副大統領に選出された1952年まで連邦上・下院議員であったが、この間政府部内外の赤色分子摘発、追放に主役を演じ、ために現在でも一部に同人の極右的傾向を杞惧する念が潜在している。しかし副大統領となつてからは大統領の自由主義的政策に協調して良くこれを扶け、同大統領の3回にわたる病臥中は事実上大統領代理の役割を果す一方、中東極東、アフリカ、中米、ソ連等広く、世界各地を訪れ(日本には1953年11月15日から20日まで大統領の親善特使として滞在した)、内治外交にわたつて次の

大統領としての修練を充分積んだものと言
得よう。殊に1959年夏10日間にわたる
訪ソはソ連官民に米国を知らしめる上におい
て成功であつたとして米国民一般のニクソン
評価を一段と高めている。ニクソンはまた戦
闘力ある政党人として党の中央、地方幹部の
支持をも受けていると言われ、現在のところ
共和党側の立候補希望者中最有力者と目され
る。

(ii) ネルソン、A. ロックフェラー (Nelson A. Rockefeller) はメイン州出身で当年 52 才、ロックフェラー財閥の一員としてロックフェラー・センターその他同財閥関係事業の経営、同じく諸種慈善事業の運営に当つて来た。他方ローズヴェルト、トルーマン民主党政府の下で米州関係調整局長、米州担当国務次官補、アイゼンハワー共和党政府の下で保健・教育・厚生次官、外交関係大統領特別補佐官等を勤めた。

選挙戦を経験したのは 1958 年のニューヨーク州知事選挙が初めてであつたが、ロックフェラー家の家名と事業を背景とし、党派色は余り強調せずして浮動票および民主党票に喰い込む戦術をもつてハリマン現職知事を約 100 万票の大差で破つて以来俄かに大統領候補として大きく浮び上るに至つた。予ねて共和党幹部筋に最も強力な候補陣としてニクソン＝大統領、ロックフ

ェラー＝副大統領という組合せを望む声があり、今次不出馬声明も却つてかかる氣運を煽るかに見られるが、ロックフェラーが副大統領候補に甘んずるかは疑問視されている。

(遊) 民主党側においては立候補の下馬評に上る者が比較的多いため情勢は共和党に此し混屯としているが、就中一般の注意を惹くことの多いのはスティーヴンソン、ケネディーであり、ハンフレーも今次出馬声明によつて前面に出て来た。

アドレー・E・スティーヴンソン (Adlai E. Stevenson) は当年60才、ロス・アンゼルス生れであるが、その教育、活動はシカゴを中心としている。戦時中から戦後にかけて海軍長官特別補佐官、あるいは國務長官特別補佐官ないし国連代表団の団員又は顧問として民主党政府の下で働いたが、政界に名を挙げるに至つたのは1948年

から52年までイリノイ州知事として州政
建直しに才腕を振つたことによる。かくて
1952年の大統領選挙には当人に立候補
の意思が無かつたにも拘らず党全国大会で
大統領候補に推され、共和党のアイゼンハ
ワーと対戦して敗れ、1956年の選挙に
も再敗を喫した。スティーヴンソンは選挙
再敗後は法律事務所の家業に従事する傍ら
講演、著述および海外旅行（日本には19
53年3月10日来訪した）に努めて来た。

二敗した候補者を三度び立てないとの米
国政界の不文律にもかんがみ、昨年初め頃
は辛うじて下馬評に上る程度であつたが、
その後次第に有力視されるに至り、殊に中
央・地方の党幹部筋について然りであり、
去る12月7日これら党幹部多数を集めて
ニューヨークで開かれたローズヴェルト前
大統領夫人誕生祝賀夕食会におけるステ
ィーヴンソンに対する歓迎振りにこれが明ら
かに看取されたといわれる。

(Ⅳ) ジョン・F・ケネディー (John F. Kennedy)

は当年43才、マサチューセッツ州の財界政治界の名家に生れた。同州から選出されて1947年から52年まで連邦下院議員、1953年以降上院議員であつてその間労働立法に最も深い関係を持つて来たが、外交問題についても中立国、低開発国への援助の重要性を絶えず強調して来た。

1956年の党全国大会に際し大統領候補の指名を受けたスティーヴンソンが慣例を破つて副大統領候補選抜に関する意思表示を行わず大会の選出に任せるやケネディーを推す気運が俄かに高まり、一時は競争相手のキーフォーヴァーを凌ぐ勢いにまで達したが、終局において自ら身を退いてキーフォーヴァーの満場一致指名に持ち込むなど劇的場面を演じ、爾来次期大統領候補として絶えず注目されるに至つた。ケネディーはそのスポーツマン的な若々しい風貌

と雄弁、活潑な政治力と智性（その著「勇氣の横顔」はピューリッツァー文学賞を受賞した）とにより青年、知識層、婦人層に人気があり、同じく壮年のニクソン副大統領に対しては好敵手であると云われるが、ただカトリック教徒であることは同人にとり事情をやや複雑ならしめるものと見られている。

- (V) ヒューバート・H・ハンフレー (Hubert H. Humphrey) 議員はサウス・ダコタ州生れであるが、ミネソタ州を地盤としており、本年49才である。

同州の諸大学で政治学を講じた後1945年ミネアポリス市長に選出されて政界に入り、さらに1948年連邦上院議員に当選、1954年に再選されて現在に至った。ミネアポリス市長時代に同州の第3党であつた農民労働党から極左、共産分子を排除した上で民主党との合体を実現し、また1

1947年民主主義行動米国人（ADA）の
発起人の一人としてこれを結成し引続きそ
の役員を勤めている。党内において注目さ
れるに至ったのは1948年の大統領選挙
に際して民主党全国大会においてその名演
説によつて自由主義的な人権擁護政綱の採
択に導き、ついに南部数州代議員団の退場、
州権党結成による大統領選挙三つ巴戦の口
火を切つたときであつた。かくて上院在職
11年の間人権、農業、労働等内政の分野
で特に活躍したが、また外交委員会の軍縮
小委員会委員長として軍縮、核実験、余剰
農産物海外処理等の問題に関心を持ち、中
近東、欧州、ソ連等を訪れ、1958年末
モスクワで8時間余にわたりフルシチョフ
首相と会談して世人の注目を浴びた。前回
1956年の大統領選挙に際する党全国大
会で副大統領候補への名乗りを上げたが第
1回投票で見込み薄のため自ら身を退いた。

その政治的行動はやや派手を狙うところがあるが、未だ全国的には十分広く識られていない憾みがあるといわれる。

44 ロックフェラーの不出馬声明により共和党側は差当り一応ニクソン独走の形となつたが、米国著名のギャラップ与論調査(ロックフェラーをも含めている)によつて主なる立候補希望者の情勢を観察すれば次のとおりである

(I) 共和党有権者の支持率(12月15日調)

ニクソン	66%
ロックフェラー	19%
その他	15%

(II) 民主党有権者の支持率(12月17日調)

ステイヴンソン	26%
ケネディ	24%
ハンフレー	4%
その他	46%

(III) 両党主要立候補希望者を対立させた場合

(i) ニクソン	56%
ステイヴンソン	44%

(11月24日調)

本質科大臣、副長のみ



3. また消費財、完成品の輸入についても、従来は二国間貿易取扱等によるほかは原則として輸入を認め得なかったが、本年1月からは一般にこれを何処からも輸入しうるようにし、将来は次第にその品目及び輸入枠を拡大して行く方針である。この点に関連して米国が特に関心を有している品目中、テレビジョンセットおよびモーターサイクルについては新たにグローバル枠を既に設けたし、自動車の輸入も逐次ふやしてゆく予定である。

4. ドル地域からの輸入につき差別的な取扱を行っていた若干の自動承認製品目も、昨年に引続き差別の廃止に努め、本年1月アバカ繊維、ラワン材、石膏、銅合金くずの4品目を完全自由化した結果、現在は大豆、鉄鉄、鉄鋼くず、牛脂、ラード、原皮の6品目を残すのみとなったが、この6品目についてもそのうち鉄鋼くず、牛脂、ラードの3品目は4月から、残余も概ね9月末までの間に完全自由化を行う方針である。

5. 為替面の自由化措置も昨年末末保険関係支払等の自由化を実施したほか、近くさらに為替集中制の緩和、海外渡航、海外送金等の制限緩和等を実施すべく検討中である。

6. さらに外資の導入についても、昨年ク月認可基準を緩和したのに引き続き、さらに株式の取得制限等につき緩和すべく鋭意検討している。

別添資料第一

貿易及び為替の自由化の促進について

昭 35 年 1 月 12 日
貿易、為替自由化促進
閣 僚 会 議 決 定

1、貿易及び為替の自由化については、年次目標を定めつつ、
内外諸対策の整備と相まって急速に推進するものとする。

これがため、5月末を目途として自由化計画を策定する
ものとする。

2、当面措置すべき事項

(1) 対ドル輸入制限品目の完全A、A化について

鉄鋼くず (4月から実施する)

牛 脂 (")

ラード (4月から実施する。但し精製ラード
については、協定税率の改訂後とす
る。)

原 皮 (上期中可及的早期に実施する。)

鋳 鉄 (概ね 10月から実施する。)

大 豆 (")

(2) その他

(イ) 貿易面

毛くず、コーヒー豆等約 300 品目を 4 月から AA に移行。

化学品の一部、陶磁器等約 150 品目を 4 月分から自動割当品目に追加する等。

(ロ) 為替面

并居住者自由円勘定の創設

為替集中制の緩和

海外渡航、海外送金等の緩和等。

別添資料ヲス

外資導入の緩和について

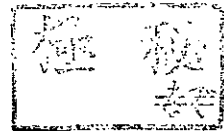
1. 現在外資の導入については技術援助の対価並びに外資の元本および果実の無条件の送金保証を求める場合には (イ) 国際収支の改善に寄与するもの (ロ) 重要産業又は公益事業の発達に寄与するもの (ハ) 日本経済の復興に悪影響を及ぼさぬもの等の条件に合致するもののみに制限しており、その他の場合も対価元本および果実の対外送金を希望する限りは許可制の下におき、(いわゆる条件付送金保証方式) 導入を制限している。(勿論これら許可基準は最近逐次緩和しつつあり、特に昨年7月新たに実施した条件付送金保証方式の場合は審査も簡略、迅速に行われている。)

2. このような外資導入の制限は、わが国の国際収支上の不安が少くなるに伴い対外的には通用し難くなりつつあり、近い将来予想されているように、わが国がIMFによって国際収支の上から為替制限をする理由なしと判定されれば、通貨準備の保護以外の理由で外資導入制限を行つてはならぬ旨を規定している日米通商航海条約の規定の関係上、米

国に対しては外資導入および導入外資の対価元本果実の送金と同条約で規定されているいわゆる制限業種を除いては全面的に自由化すべき旨の米側要請が強まるものとみられ、またその要請を容れて自由化する場合は、その措置を最恵国待遇を約している多くの国にも均てんせしめねばならなくなるであろう。

3. しかし外資導入を全面的に自由化すれば、産業界、特に中小企業に重大な脅威を与える外資が流入するおそれがあるとされており、政治向極化も予想される。従って先般来懸案となっている対外経済法の作成に当たっても、日米通商航海条約と国内産業保護のための外資選別導入方法との調整に各省とも苦慮しており、対外経済法に外資法を吸収する案は目下行悩み状態にある。

なお、外国による本邦株式の取得については、それが経営参加を意図しない場合（運用上便宜総株数の5%以下の場合は経営参加の意図がないものとして取扱っている）は実質上殆ど自由となっており、問題となるのは経営参加の手段としての株式取得であるが、これを無制限に認めるのが困難な事情は外資導入一般の場合と同じである。



水島

日米経済委員会設置について

34 / 222
経 米

政府首脳の間では新安全保障条約の調印に際し、日米経済関係の緊密化を計るため経済委員会を設置するとの構想が持たれている旨伝えられているが、上記構想に対処するため別紙要領により当省としての同委員会に関する構想を取りまとめた。

但し同委員会を設置しても通常の外交チャネルを通ずる外交活動を否定するわけではなく、又現在も東京においては牛場・パーマー会談、ワシントンにおいては朝海・パーソンス会談等が定期的に行われ、相互に情報及び意見の交換を行っているので、現在同委員会の設置の必要性

は必ずしも存しない。併し同委員会設置の提案には存分に政治的考慮も含まれていると考えられるので、将来これが政治的要請との妥協の産物として具体化する可能性がある。かかる事態にそなえるため当省としての案を作成した次第である。

なお、2(3)の経済閣僚レベルの会談は実質的な問題の討議の進展によつて外交権の行使を他の経済閣僚に委ねるが如き懸念もなしとしないのでむしろ日米親善関係を深めるための懇談会として運営するものとする。

日米経済委員会の設置について

昭34/222
経 米

新日米安全保障条約第2条にのべられている
日米両国間の経済関係の緊密化及び経済的協力を
促進するため下記の要領により日米経済委員
会を設置する。

1 目的

(1) 新安全保障条約の締結を機会に日米貿易
その他経済関係の緊密化をはかり、東南ア
ジアの後進国開発援助における日米両国の
協力を促進することが望ましく且必要とな
つてきている。

(2) また欧州における経済統合の動きに対し
米國は欧州地域外の國として差別的に取扱

われることを懸念しているが、わが国としても差別的に取扱われることのないようわが方の立場を米国を通じて欧州諸国に反映せしめることが必要である。

- (3) このため従来の外交チャネルを通ずる話合の他に恒久的な機関を設置して両国間の意思の一層の疎通を計り、もつて米国の対日理解を深めしめるものとする。

2. 機構

- (4) 上記の目的を達成するため日米経済委員会を東京及びワシントンに設置し、夫々定期的に（例えば年4回）会合する他、必要に応じて会議を開く。

委員会構成員はワシントンにおいてはわが方駐米大使、駐米公使、経済担当参事官

その他係官、米側は國務次官、國務、商務
財務次官補及び局長クラスをもつてあてゐる。
東京においてはわが方は外務次官（または
島大使）經濟局長、通産省通商局長、大蔵
省為替局長、その他係官、米側は在日大使、
經濟担当公使、参事官等をもつてこれにあ
てゐる。

(2) 本委員会は政府間のものとするが、別に
財界、業界の代表者よりなる諮問機關を設
置し、委員会での話合の結果をこれに通報
し、また特定問題につきその意見を聴取す
るものとする。

(3) 本委員会の活動振りを基礎として、将来
日本または米国において両国間の經濟關係
レベルの会談を行うことを考慮する（例え

ば2年に1回)

- (4) 外務省経済局に本委員会の事務局を設ける。

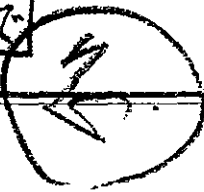
3. 討議事項

- (1) 日米貿易の相互拡大に関する方策(貿易促進の障害となる諸問題の討議を含む)
- (2) その他日米経済関係の緊密化に必要な諸問題(例えば外資導入の問題)
- (3) 日米両国協力による主として東南アジア後進国に対する援助問題
- (4) 最近の世界の経済ブロック化傾向にかんがみ、わが国のみが経済的に孤立せざるよう、わが国の経済及び貿易上の立場を米国を通じて欧州諸国に反映せしめる方途

秘

封

コピー 一部いたしたく 又



経理課長

経理課長

北米課長

北米課長 (1.16)

経理課長

文化課長

アメリカ局長

参事官

北米課長

経理課長とハーター局長との
会議における資料 (各署名書局
より提出のもの) に関する件

(昭35.1.12.)
北米

1月12日

経理課長から関するハーター局長との会議資料
に關保署名書局内閣に提出があるものを

内閣横田幹事長に各署名書局長に外務省
一部送付線は次の通り決す。

回覧番号

米北

90

岸総理とヘイター米陸軍長官との会談における資料

(各省庁事務当局より内閣へ提出のもの)

(附礼)

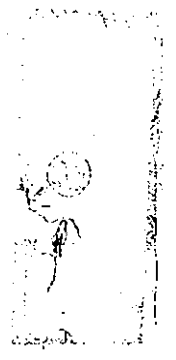
人伊勢湾台風による災害の救済に対する謝礼

昨年九月の伊勢湾台風による災害者救済のため、小麦粉千八百トンを始め多額の義捐金品の寄贈を受けたほか、在日米軍が軍艦、舟艇、ヘリコプター等を動員して、災害者の救出に絶大な協力をされた。

20・A・G援助物資の寄贈に対する謝礼

昭和二十八年以来、アメリカ宗教三団体(国際キリスト教奉仕団、アメリカフレンド奉仕団、カトリック救済奉仕団)から

社会福祉施設入所者その他一般生活困窮者の援助のため食糧
万四千トン、衣料二万三千個その他多量の物資の寄贈を受けた。



（貿易関係）

1 西歐諸国の地域化について

欧州共同市場の設立、自由貿易連合体の結成、大西洋経済会議等、最近地域化の傾向が強まってきたが、この種の動きの中には、域外に対する排他的な性格がひそむ危険があり、ガットの原則に沿って自由主義諸国全体の単一市場の形成を実現する方向に進めることについて、米国の配慮を願いたい。

2 対日輸入制限問題について

現在米国内において、なお対日輸入制限運動が行われているが、日本は目下対ドル差別政策の廃止、ドル輸入の促進について努力している際でもあり、かかる対日輸入制限運動について

は極めて強い関心を有しており、この際米国政府が無差別かつ自由の原則を堅持するよう希望する。(綿製品、毛織物、雜貨等)

3 低開發國の開發援助について

米国は歐州の主要國とともに、低開發國の開發を援助するため新たな國際的機構の設置を検討している模様であるが、これは如何なる内容のものであるか。低開發國とくに東南アジア地域との貿易に深い關係をもつ日本としては、かかる問題について強い関心を有している。

4 米綿委託加工貿易について

米綿委託加工貿易については、加工國、受入國ともにその意

議を高く評価しているが、従来の方式では一年毎の運用に限定され、その都度関係国間で賛衡の上取強めることとなっており、その円滑な実施が必ずしも確保されていない向きもあるので、長期計画に基づく制度として安定的な運用を図り得るよう配慮されたい。

(沖縄、小笠原関係)

① 沖縄について

① 沖縄住民が日本本土住民と同レベルの生活ができるより、米
国が施政権者として充分な援助を行ない、住民の福祉向上に
つき配慮されるとともに、災害復旧等についても充分の援助
を行なわれることを希望する。

② 日本政府は、米国の了解の下に、技術援助を行なっているが、
米国は、日本政府の意見を尊重し、日米協力して沖縄住民の
福祉向上を図るとについて、了解されたい。

② 小笠原について

① 小笠原島民に対する補償法案を速やかに審議し、六百万ドル

の補償金を早急に支出されるより配慮されたい。

(2) 小笠原島民の帰島を認めることについて好意ある配慮されたい。

3 琉球刑法について

(1) 琉球集成刑法（布令第一四四号）を改正して、米國民政府裁判所の権限を、米國軍の安全に特別の關係がある最少限の事件を除いて大巾に琉球民談判所に移すことが望ましい。

(2) 琉球島民の利害に重大な關係を持つ法令（例えば琉球集成刑法）については、立法院の意見を聞くとか、その他の方法によつて島民の意見を十分聞いた上で制定改廢の手續をとることが望ましい。

⑤ 集戒刑法中、戰時的な色彩の強い規定、特に、住民の言論その他の表現の自由を制約する規定は、世界人權宣言及び大統領行政命令の趣旨に反する疑があり、早急な改廃が望ましい。

④ 沖縄における戸籍制度について

① 沖縄と日本本土の戸籍制度は、統一的運用が望ましく、そのためには、戸籍制度の面についての施政権を日本政府に委譲されることが望ましい。それが困難であれば、戸籍事務について日本政府の事実上の指導援助を強化する必要がある。

② 沖縄に本籍を有するか否かによつて琉球住民と非琉球住民とを区別することは甚だ不適当であり、沖縄に生活の本拠（住所）を有するか否かを基準とすべきである。

現行の沖縄への転籍の制限、沖縄に本籍を有しない日本国民たる住民に対する公職の制限、及びこれらの者に対する退去強制は撤回さるべきである。

★沖縄に対する教育協力の推進について

沖縄住民の教育水準を高めるために、教育の制度、内容等について、日本の協力が不可欠であり、このことについて現地の米國当局者の充分の理解を要する。

(防衛産業関係)

日本の防衛産業の育成

アジアの自由諸国家に対する軍事援助については、日本の防衛産業を育成する趣旨の下に、資材機材の調達修理等を可能な限り日本において行なうよう一層の配慮を希望する。

(運輸関係)

△日本航空のニュー・ヨーク乗入れについて

①現行の日米民間航空協定によれば、米国のパン・アメリカン、ノース・ウエスト両社が東京乗入れをしてるのに対して、日本航空は、米国の政治経済の中心たる東部に乗入れを認められていない。

②日本は、現在世界の十六ヶ国との間に民間航空協定を締結しているが、日本が相手国の政治経済の中心地への乗入れを認められていない点で、日米民間航空協定が大きい例外をなしているし、又、米国が世界の主要国との間に締結している航空協定で、相手国の航空企業がニュー・ヨーク乗入れを認められていないの

は、日本のみである。

(3) 日米兩國間の輸送の現状並びに将来の予想からいっても、ニ・ニ・
ー・日・夕向け航空路が重要であり、一部の米国航空会社の反対
が予想されるが、日米友好関係及び通商貿易の増大という大局
的見地から善処を要望する。

2 国鉄東海道新幹線世銀借款について

東海道線の輸送力の行き詰り打開のため、東京―大阪間の東海
道新幹線の増設が必須であるが、所要資金の国内調達が困難であ
り、世界銀行に対して、一億ドルの借款を申し入れているので、
これが実現について協力を願う。

3 対米航路における日本海運会社の商船法違反調査について

(イ) 最近、米下院の反トラスト委員会が、各國海運会社の（米）商船法違反事件等を調査中であり、ニューヨーク航路從事の邦船各社が(ロ)積取制限や共同タリフを実施していること(ハ)航路開設等の事前協議等の行為が商船法による届け出を要する協定ではないかとの調査が行われ、又、同様の質問が連邦海事局からもきている。

(ニ) 右の協定は、商船法による届け出の不要な協定と考えられ、又、これらの行為は、海運企業合理化のため、日本政府が指示したことになるものであるので、違法とされれば、邦船各社の損害の大なるのみならず、わが国の海運政策の円滑な遂行に重大な支障を生じ、更には、欧州海運界にも大きな反響

をもたらずと思われ。

(9)以上の事情から、特に、米國政府の慎重にして、かつ、好意ある取扱を期待する。

(教育関係)

人米国商品金融公社(000)からの学校給食用スキムミルクの供給確保について

我が国の学校給食に、スキムミルクは必須食品であり、従来その七十五％が格安の000ミルクに依存してきた。

本年度は、二万五千トンの申入れに対して、五千九十四トンの配送があつたのみで、このように、低廉買付が不可能となると給食費が値上り(二、六倍)により、我が国学校給食の運営に重大な支障をきたすので、000からの学校給食用スキムミルクの供給確保について考慮願いたい。

スワンプライト教育交換計画の延長、拡大について

フルツライト教育交換計画の成果に鑑み、本計画の実施期間の延長と、計画の拡大強化を要望する。

なお、実施期間は、一応一九六一年までで、その後二年程度は継続の見込であるが、その後は見通しがない。

東南アジア青少年、学生の技術教育に対する協力について

東南アジアの経済開発のため、技術者のみならず技能者の大量養成が必要であり、これら地域の青少年に対する職業技術教育を奨励する必要性が強く、そのための米国朝野の協力を要望する。

（科学技術関係）

1. 宇宙科学技術研究能力を具体的に推進したい。

2. 太平洋地域の気象に関する日米両国の研究並びに観測業務の協力を強化したい。

なお、気象観測用航空機の使用、要員の訓練に関する便宜供与、出来得れば、観測用航空機、機材の無償譲渡を希望する。

（治安關係）

1. 治安対策について

国内治安対策の確立のために、國際共産主義運動についての情報交換が何よりも重要であるので、我が國の警察と米國の關係機關との一層緊密な連絡協同が保たれることを切望する。

2. 麻薬關係その他國際刑事事件対策について

麻薬の輸出入、密売買事犯の取締について、従来から米國取締機關並びに在極東米國關係機關の格別の協力に対して深い感謝の意を表する。麻薬事犯は、國際的犯罪組織の下に益々巧妙となる傾向にあり、又、謀略的事犯も予想されるので、今後一層緊密な協力を切望する。

なお、麻薬關係以外の國際刑事事件についても同様である。

(その他)

ムオリンピック東京大会用施設のための米軍施設の返還等について
一九六四年のオリンピック東京大会開催に当つて、アメリカ
駐留軍が使用しているキャンプドレーク及びワシントンハイア
の両施設は、選手村、役員等の宿舎、競技練習場として最速の
候補地であり、国際オリンピック委員会へも予定地として提示
している。

使用に際しては、相当の改修工事等を伴うので、早期に返還
等の実現されるよう特段の配慮をお願いしたい。

2 日本修好百年案について

本年は、日本修好百年に当るので、当方より練習船日本丸(航
船)を派遣したい。

(参考)

(農業関係)

貿易自由化に関連して、日本の対米輸入では農産物が大きい地位を占めているが、日本の農業が零細経営のため低廉な外国品との競争にさらすには、自由化促進の決意はしているが、調整措置が必要であることについて米國政府の特別の理解を得たこと。

(労働関係)

1. 主要労組の現況

(1) わが国最大の労組の中央組織たる総評(五七組合、三六〇万名)は、一九五〇年、反共、労働組合主義、自由な労働運動の立場に立つ組織として結成されたが、一九五二年の講和条約発効を境として容共、階級闘争主義の立場に移行し、政治闘争を活躍に行なうようになった。

昨年は、安保改定反対国民会議の中核となり、十次にわたる安保改定反対の統一行動を実施し、本年は、批准時に最大の實力行使を計画しているが、一般組合員は必ずしも

総評の方針に同調せず、安保改定反対のみで強いストライキを行い得る情勢にはない。

又、総評は、日中国交回復に強い関心を示し、今後運動を活性化しようとしているが、中ソ両国も総評には強い関心を示している。

(2) 総評の外に、労組の中央組織として全労（十一組合、八十万名）がある。全労は、労働組合主義をとる穏健な労組であり、社会党の分裂とも関連して、総評と全労との対立、組織争いは強まる傾向にあり、全労組織の伸長が期待されている。

(3) わが国の組織労働者の現状は次のとおりである。

総計	三六七万
全 勞	八三万
新産別	四万
中立系	一〇八万
その他	
総数	七二一万

(4) わが国労組の指導者が最近ソ連、中共に数多く渡航し、その影響は侮り難い。ついでには、米国との交流を活発化する必要がある。

2 労働者の賃金について

(1) わが国の製造業労働者の一時間当り賃金は、公定為替レート換算で、米国の八分の一であるが、国の経済力の差、換

賃すれば生産性の差に基づくものであつて、生産性を表わす一人当り国民所得は、賃金と同様、米国の八分の一であるから、直ちにソシアル・ダンピングと非難することは当らない。

(2) 大企業と中小企業との賃金格差が大きい（千人以上の企業
の賃金に対して、三十人と四十九人の企業の賃金は、四十
五％）が、最低賃金法、中小企業退職金共済法等による中
小企業労働者の労働条件の向上がはかられ、特に低賃金で
あつた若年労働者の賃金の改善が目立っている。

(対カナダ繊維品輸出交渉について)

昨年春以来問題になつたスフ衣類三品目(シャツ、コートラックス、メリヤス下着)の今年輸出枠につき旧臘来交渉の結果、双方において若干の歩みよりをみせたが、なお、総枠、新裁品目の追加、品目分類の点において解決をみるに至っていない。ふわが方としては、輸出規制を日本側の自主的措置で行う方針であり、なお今後事務折衝を続行したい。